

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	広瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	山田利夫君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	後藤省治君
11 番	富田栄次君	12 番	栗田利朗君
13 番	丹羽豊次君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	中川満也君	副町長	永澤幸男君
総務課長	高橋伸行君	企画調整課長	木下誠司君
税務課長	中嶋努君	健康福祉課長	藤塚康孝君
住民課長	北村嘉彦君	建設課長	山口哲司君
産業課長	太田宣男君	上下水道課長	立川昭雄君
会計管理者兼 会計課長	衣斐修君	消防主任	廣瀬太佳夫君
教育長	和田満君	学校教育課長	木全豊君
生涯学習課長	水野忠宗君		

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	藤塚正博	書記	渡部善充
書記	森田唯		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（角田 寛君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、13番 丹羽豊次君、1番 太田佳祐君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

---

日程第1 一般質問

---

○議長（角田 寛君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

3番 乾豊君。

〔3番 乾豊君登壇〕

○3番（乾 豊君） おはようございます。

議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

私のほうからは、3点についてお伺いをいたします。

まず1点目でございますけれども、当町における住民窓口業務のあり方について、2点目は、臨時・非常勤職員について、3点目は、垂井町タウンバスの運行について、以上、3点についてお伺いをしたいと思っております。

まず1点目でございますけれども、当町における住民窓口業務のあり方についてでございますが、当町には住民が手続を行う窓口が多数あり、行政と町民が接する窓口対応は、町民満足度向上のためにも重要な場所でもあります。その一方で、行政は効率的な運営を行う必要があります。町民満足度向上と効率的運営を両立させるため、さまざまな工夫が必要であると思っております。数年前までは、フロアマネジャーを設けて来客者が迷わないように案内等をされておりましたけれども、その後はどのようにされているのでしょうか。そこで当町の窓口業務のあり方についてお伺いをしたいと思っております。

1つ目に、当町における主な住民窓口の種類と年間の利用者数はどの程度あるのか。

2つ目には、住民窓口の町民満足度向上のために、これまでどのような取り組みを行ってきたか。また、それに対する町民の評価はどうであったかをお伺いしたいと思います。

3つ目には、窓口業務の効率化を図るためには、どのように考えているのかをお尋ねしたいと思います。

続いて2点目でございますが、臨時・非常勤職員についてでございます。

1つ目として、会計年度任用職員についてであります。会計年度任用職員制度の導入に向けて、総務省は平成30年の3月に会計年度任用職員制度の準備状況等に関する調査を実施して

いると思いますけれども、本町で働く臨時・非常勤職員が任期や勤務時間の長短にかかわらず、現在何名在職しているのかをお尋ねしたいと思います。また、業務内容等について、現状把握や精査はできているのか、その状況についてもお尋ねをしたいと思います。

2つ目に、総務省は会計年度任用職員制度等への移行見込みや、給与等の実態及び見直しの方向性、さらに休暇・育児休暇制度等の現状及び適正化に向けた検討状況についても回答を求めていると思いますが、現段階において検討はされているのかとは思いますが、その状況についてお伺いをしたいと思います。

3つ目ですが、会計年度任用職員制度の導入の際に、どの職を特別職非常勤職員として残すのか、あるいは会計年度任用職員とするルールなど、具体的な任用ルールはどのようにしておられるのかをお尋ねしたいと思います。

財源措置でございますけれども、会計年度任用職員制度への移行に当たって、どのようにその財源を確保するのか、また移行に伴う経費は国が措置するよう求めることができるのではないかと考えますけれども、町の見解をお伺いしたいと思います。

続きまして3点目でございますが、垂井町タウンバスの運行についてでございます。

2015年10月より、運行となった垂井町タウンバスについて、お伺いたします。

土・日を除く平日運行となったタウンバスは、日常生活の移動手段の提供を目的として運行を開始されました。昼間のお出かけには大変ありがたいことだと喜ばれております。お年寄りの方、ひとり暮らしのお年寄りの方も含めますけれども、あるいは車を運転されない方、あるいは高齢のため免許を返納された方などお見えになります。家族の方がお見えになっても昼間はお仕事などで家にはお年寄りだけがいるといった方もあろうかと思っております。

タウンバスの運行は、大変ありがたいことだと思っております。そこでお尋ねをしたいと思います。タウンバスの運行が3年半余り経過した現在、毎月何名ほどの利用客がおられるのか、また1つのルートから別のバスに乗りかえられる利用客は何名ほどお見えになるのかお尋ねをしたいと思います。

次に、バスの停留所や運行についてでございますが、停留所まで遠い、あるいは道が狭いからバスが通っていただけないなど、耳にいたします。このような住民の意見を踏まえ、今後ルートの見直しや、バスの運行に当たっての検討はされているのか、お尋ねいたしたいと思います。

以上3点について御質問します。よろしく御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（角田 寛君） 住民課長 北村嘉彦君。

〔住民課長 北村嘉彦君登壇〕

○住民課長（北村嘉彦君） おはようございます。

私からは、乾議員からの大きく1点目、当町における住民窓口業務のあり方について、答弁をさせていただきたいと思います。

1点目の御質問でございます。

当町における主な窓口の種類と年間の利用者数から回答させていただきます。

当町におきます主な住民窓口につきましては、御承知のとおり、平成21年10月より住民課所管窓口のほか、各種手続の窓口として、庁舎1階において総合窓口を設置しております。御質問の主な窓口の種類でございますが、総合窓口における1番から10番の窓口といたしましては、1. 戸籍届出の窓口、2. 保険・年金の窓口、3. 高齢・介護・環境の窓口、4. 税金・保険料の窓口、5. 諸証明発行の窓口、6. 上・下水道の窓口、7. 上・下水道工事の窓口、8. 収納対策室、9. 福祉・子育ての窓口、10. 固定資産の窓口がございます。

また、総合窓口におきます年間の利用者数の把握はしておりませんが、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの1年間におきます戸籍届け出受理件数は749件、住民基本台帳届け出数は2,258件でございます。

続きまして、2点目の町民満足度向上のための住民窓口における取り組みと町民の評価についてでございます。

これまでの、住民窓口における満足度向上のための主な取り組みといたしましては、庁舎1階における総合窓口の設置、庁舎入り口に近い場所での諸証明発行窓口の配置、平日18時15分までの窓口受付、それから窓口での職員の積極的な声かけ、親切丁寧な御案内の実施でございます。また、窓口における満足度につきましては把握をいたしておりませんが、今後ともわかりやすく便利な窓口にするための取り組みを実施し、来庁される方々の満足度向上に努めてまいりますのでよろしくお願いたします。

続きまして3点目の窓口業務の効率化を図るための考えにつきましてですが、御承知のとおり、当町では戸籍事務や住民基本台帳事務におきまして、電算システムを導入し、システムを充実させることにより、窓口におきます円滑な事務処理と業務の効率化を図っております。

また、住民基本台帳は、住民記録システムに管理されており、他課の業務情報と即時連携することで、各種手続の案内が円滑に行われておるところでございます。

今後もシステムの充実を図るほか、職員同士の窓口引き継ぎ、抜け、漏れの無い、必要な窓口への御案内などもあわせ、住民窓口における満足度向上を目指した窓口業務の効率化に努めてまいりますのでよろしくお願いたします。

以上、回答とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） 私からは乾議員からの2点目、臨時・非常勤職員について答弁をさせていただきます。

お尋ねは2点ございまして、会計年度任用職員についてと、もう1点は、任用に当たっての財源措置についてというところでございます。

地方公務員の臨時・非常勤職員は、教育、子育てなど、さまざまな分野で活用されており、重要な担い手となっていることから、その適正な任用、勤務条件を確保することが求められて

おり、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、平成32年4月1日から施行されることとなったところでございます。

その内容は、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律の整備を図るとともに、任用要件の厳格化を行い、あわせて期末手当の支給を可能とするものでございます。

この新たに制度化された会計年度任用職員には、一般職に適用される各規定が適用されることから、これまでの臨時・非常勤職員の制度の運用を抜本的に見直す必要がございます。具体的には、服務に関する規定が適用され、かつ懲戒処分等の対象となることを踏まえ、公務運営の適正確保の観点から適切な運用が求められるものでございます。

議員お尋ねの1つ目、本町における臨時・非常勤職員の職員数と現状把握についてでございますが、職員数につきましては、3月1日現在で決まった勤務時間の職員は203人ですが、特別職扱いとしている職員や、不定期にお願いするような職員も含めると326人が任用されております。

現状の把握につきましては、毎月報酬の支払いがあるような非常勤職員については、職種ごとに任用根拠、主な職務内容、任期、金額、保険の適用など調査を各課、各施設等へ昨年8月に行い、現在新制度移行への準備を進めているところでございます。

2つ目の会計年度任用職員制度への移行見込み、給与や休暇制度等の現状、検討状況でございますけれども、会計年度任用職員制度への移行見込みについては、3つ目の質問の任用のルールのところ御説明をさせていただきます。

給与等についてでございますが、現状においても、毎年、近隣市町の状況も確認して、近隣とのバランスをとっているところでございます。また、新制度においては、期末手当が支給することができるため、勤務時間等による支給対象の有無やその率、給料表の設定、経験加算の考え方を検討する必要がございます。現在、その検討を行っているところでございます。

休暇制度につきましては、現状、一部の職員を除き、年次有給休暇や、無給の特別休暇、病気休暇などを設けております。今回の見直しに当たって、国の非常勤職員制度との権衡を踏まえまして、整備することとされております。国の制度や近隣市町の状況等も踏まえて、見直し、整備を行っていきたいと考えております。

3つ目の、特別職非常勤職員と、会計年度任用職員の任用のルールでございますが、地方公務員法第3条では、特別職と一般職の定義がなされております。第1項では、地方公務員は一般職と特別職に分ける旨を、第2項では、一般職は特別職以外の一切の職であることが規定されております。そして第3項では、特別職の職について規定されていますが、現行法では臨時、または非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員、及びこれらに準ずるものの職とされており、全国的には、嘱託職員及びこれらに準ずるものとして、事務職員なども特別職としている団体も多くある状況です。

今回、法改正により、この第3項の規定に専門的な知識・経験または識見を有する者がつく職であって、当該知識・経験また識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事

務を行う者に限るという規定が追加され、制度が本来想定する学識経験等に基づき助言、調査、診断等を行う者に限定されることとなりました。

これにより、国からは一般職である会計年度任用職員へ移行する例として、事務補助職員や保育士、看護師、臨床心理士、清掃作業員、学校の講師、外国語指導助手、公民館長、公民館職員、スクールカウンセラーなどが例示されております。当町では、ほとんどの非常勤職員を一般職とし、一部事務嘱託員等を特別職として整理しております。

2つ目の質問にありました会計年度任用職員への移行見込みの回答にもなりますが、現段階においては、新制度後はほとんどの職は一般職である会計年度任用職員になるものと考えております。法改正の趣旨に沿って、適切に対応してまいりたいと考えております。

大きな2つ目の質問の制度移行に伴う財源措置についてでございますが、国からは新たに支給すべき期末手当の所要額の調査を行い、地方財政措置についても適切に検討を進めていく予定とされており、システム改修に伴う費用につきましても、普通交付税措置を講じる予定との連絡があったところでございます。今後、報酬水準、勤務のあり方等も踏まえた勤務条件の検討をしていく中で、財政負担についても具体的に検討をしてまいります。

人件費は、コストではなく投資とも言われる中で、これらの視点も持ちながら改正法が施行される平成32年4月に向け、円滑に新制度が導入できるよう、関係機関との調整や条例の規定などの整備に努めてまいります。御理解と御協力をお願いし、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 企画調整課長 木下誠司君。

〔企画調整課長 木下誠司君登壇〕

○企画調整課長（木下誠司君） 私からは3つ目の御質問、垂井町タウンバスの運行についてお答えをさせていただきます。

初めに、毎月の利用客数とルート変更の利用客数についてでございます。

平成27年10月から現在の4路線で運行を開始しました巡回バスの毎月の利用客数につきましては、平成27年度は月平均2,205人、平成28年度は月平均2,200人、平成29年度は月平均2,319人、平成30年度は2月末までの時点で月平均2,582人となっております。利用客数は着実に増加しております。

また、1つのルートのバスから別のルートのバスに乗りかえる利用客数につきましては、追跡調査ができかねますので、把握できておりません。あしからず御了解ください。

次に、今後のルートの見直しとバス運行の検討についてでございます。

現行の巡回バスの運行を開始しまして約3年が経過し、また役場庁舎の移転に伴い人の流れが変わる可能性もあることから、来年度は路線運行の基本となります地域公共交通計画の修正業務を実施する予定であります。これまでも、バス停の新規設置や運行方法の見直しなど、さまざまな御要望をいただいているところであります。これらの御要望を踏まえ、巡回バスという現行の運行形態を維持する中で、利便性のさらなる向上を目指して運行内容の見直し案を検

討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 10番 後藤省治君。

〔10番 後藤省治君登壇〕

○10番（後藤省治君） おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。私の質問は、公共下水道の水洗化率の向上について質問をします。

平成28年12月の質問において、私は公共下水道の値下げについて問いましたが、近隣市町村に対して高価であることは認識しているが、値下げの対応はできないと答えられております。その理由として、下水道の整備率が55%であり、今後の工事費も必要になってくるとのことでした。

そこで、認識を統一するために、近隣の上下水道料金を1カ月13ミリ口径で25ミリ立米の水道を利用したときの比較をすると、垂井町は7,320円、大垣市は5,385円、神戸町は6,075円、海津市は8,850円となっています。大きな数字となっている垂井町は、早く工事を進めていくことが大事であり、公共下水道の進捗とともに価格の値下げ及び見直しをしていく考えはないのかお尋ねします。

次に、平成29年度の自治会要望の中に、公共下水道に関する質問がありました。

質問書の内容を読みます。町内の下水道の工事は、完全、100%ですね。完全に終わったのか。現在水道料金の約2倍の下水道料金を徴収されているが、せつかくの下水道設備が使用・活用されていない世帯が多いように思う。これは衛生上と河川への汚染を緩和させるためには全世帯に下水道化をするのが一番ではないか。下水道を利用していない使用・利用されていない家庭には環境汚染賦課金として環境税を徴収してはどうかという意見が出されていました。垂井町のほとんどの方が、同じような意見をお持ちでないかと考えます。この要望に対し、垂井町からの回答が次の内容で返答されていました。

現在の整備率は、平成29年度末で58%です。整備区域の公共下水道の使用・活用については、今後も継続して普及・啓発を行いますとの回答であります。まだまだ道半ばですので、今後の進捗が非常に重要な局面となってきていると思われまます。すなわち、今後の普及・啓発とはどのように具体的に行っていくのかをお答え願いたいと思います。

次に、平成29年3月に下水道事業経営戦略が出されており、期間は平成29年度から平成38年度の10年間の戦略であり、その内容は以下のとおりとなっています。

まず、経営戦略とは、投資と財源を財政収支により予測し、対策を立案し、実施すべき取り組みを推進することで、持続的な経営基盤強化を目指すとなっております。経営指標の中に水洗化率があり、その意味は整備区域の人口のうち、公共下水道に接続している人口の割合を示すものであります。その実績値は平成27年度で64.3%であり、平成38年度には70.6%を目標としているものであります。

目標達成のための取り組み案があるようですが、より具体的に説明をお願いします。

例えば、1つ目の取り組みは、区域内の浄化槽の設置年数調査がどのような効果を生むのかとか、2点目の対策に、下水道接続のサポートは対象にどれだけのメリットがあるか。さらに3点目ですが、近隣市町村との情報交換をどのようにするのかなどについて、説明をお願いいたします。

次の指標に使用料単価があり、これは1年間の使用料収入割る1年間の有収水量となっております。総務省の「公営企業の経営に当たっての留意事項について」という通達に、使用料単価は、150円／立米を確保するようにとの指示であります。垂井町の実績値は、平成27年度で190円／立米となっており、通達どおり150円／立米を満足していると報告されていますが、この使用料単価は150円／立米に近いほど行政サービスが多いと考えられます。

総務省の通達では、公営企業は料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割があると述べられております。したがって、この数値を指標とするならば、190円／立米で満足するのではなく、150円／立米に近くすることが理想ではないかと思われませんが、今後はどのように管理していかれるのでしょうか。

次の質問です。

集中浄化槽を利用している自治体の公共下水道への移行についてお尋ねします。

現在、私は、ユニチカパナタウン自治会に住んでいますが、世帯数が約150軒ほどであり、現在は集中浄化槽を設置して単独で管理しています。今まで述べてきたように、公共下水道に移行したときには、平均して1人当たりの料金は高くなり、現状と比較した場合、全員の同意を得るのは難しいと考えます。単純に公共下水道へ移行した場合の垂井町の財源は、年間1,000万円ほど増加することになり、10年で1億円の収入が見込まれます。移行に対する手続として、何らかの補助が出してもメリットがあると思いますが、行政の考え方はどのようにお考えでしょうか。

さらに、もう1点の質問は、オイルフィルターの取り付けの必要性ですが、各家庭の排水口にフィルターを取り付け、毎月の掃除が必要になってくるそうです。このフィルターの工事も、1基5万円程度必要であり、台所と風呂とトイレの3カ所の取り付けとなると、15万円も必要であります。

数年たつと毎年のオイルの清掃が困難となり、トラブルばかり発生した自治体があると聞いています。結局はフィルターを取り外したと聞いています。そこで集中浄化槽設置の自治体には、全体の出口で一括した処理の代用はだめでしょうか。

以上、私の質問はこうした6点であります。わかりやすくするために質問内容をまとめますと、1点目の質問は、上下水道の合計料金が近隣市町村に比較して高くなっているが、下水道事業の進捗とともに価格の低下は考えているのか。2点目の質問は、自治会要望の回答の中で、下水道の使用・活用の普及及び啓発を進めるとあるが、具体的な内容はどのようなものか。3点目の質問は、経営戦略の中で、水洗化の向上対策、3つの対策があるが、具体的な取り組



みの説明をお願いします。4点目は、経営戦略の中で使用料単価の現在値が190円／立米になっているが、下げる考えはないか。5点目の質問は、大型集中浄化槽の公共下水道への移行における補助の考え方について問うものであります。6点目の質問は、集中浄化槽の自治体でのフィルターの設置について、全体の排水口での対応はできないか。この6点の質問でございます。

どうか、いい御回答をお願いして質問を終わります。

○議長（角田 寛君） 上下水道課長 立川昭雄君。

〔上下水道課長 立川昭雄君登壇〕

○上下水道課長（立川昭雄君） 後藤議員の御質問、公共下水道の水洗化率の向上について、大きく6点ございましたので、私のほうからお答えさせていただきます。

初めに、1点目の御質問でございます。

上下水道の合計料金が近隣市町と比較して高くなっているが、下水道事業の進捗とともに価格の低下は考えているかというものと、4点目の御質問、使用料単価1立方当たり190円というものでございますが、これを下げる考えはないかという2つの質問につきまして、下水道料金に関するお尋ねということで、2点合わせてお答えさせていただきます。

下水道事業の収入には、主なものとして使用料、負担金、国庫補助金、町債及び一般会計からの繰入金がございます。公営企業は、独立採算制を経営の基本原則とし、経営については法令に基づき当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされております。本来は、不足した財源を料金収入などで確保していくべきでございますが、一般会計から繰り入れているのが現状でございます。

また、料金設定につきましては、整備がおおむね完了した時点で採算がとれる料金体系としておりますが、整備率が58%という状況で、今後も整備に係る投資が必要となっていくことから、現時点では料金の見直しは考えておりませんが、昨年度の一般質問でもお答えいたしましたとおり、整備率が70%を超えたころを目安に、公営企業会計への移行を予定しております。これにより、経営成績や財政状態をより正確に評価し、判断することができるようになるものと考えております。お尋ねの下水道使用料の見直しに関しましては、移行時期の前倒しも含めまして、公営企業会計へ移行した段階で慎重に分析し、検討していきたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、2点目の御質問、自治会要望の回答で、下水道の使用・活用の普及及び啓発を進めるための具体的な内容と、3点目の御質問、経営戦略の中の水洗化の向上対策、3つの対策でございますが、これの具体的な取り組みにつきましては関連する部分がございますので、3つの対策の取り組みに沿ってお答えさせていただきます。

平成29年3月に策定いたしました下水道事業経営戦略では、経営改善の取り組みといたしまして水洗化率の向上を図り、料金収入の安定的確保を図るための考えられる具体的な取り組み案として、3つ示しております。

まず1つ目といたしまして、町民ニーズを把握し、営業ターゲットを絞るため、整備区域内の浄化槽の設置年数調査を行うなど、効率的な営業活動を行うでございます。浄化槽の設置年数の把握につきましては、設置時期の不明なものもあり、全てを把握することが困難でございましたため、平成29年度におきまして、くみ取り便所、単独浄化槽、合併浄化槽の設置状況について、現状把握を行いました。これをもとにしまして、今年度から供用開始区域内の未接続世帯に対しまして戸別に訪問し、下水道への切りかえについて営業活動を行っているところでございます。こちらにつきましては、今後も引き続き普及・啓発に努めてまいりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

2つ目でございます。

下水道への接続のためのサポート内容を整理し、町民の利便性の向上を図るというものでございます。

下水道への切りかえにつきましては、これまで工事区域の方を対象とした説明会や、現地立ち会いなどにより接続のお願いを行い、その後広報等でも定期的にPRを行ってきたところでございます。今後は、下水道に接続することへの不安や不明点などを解消するため、これから接続される方の立場に立った疑問や回答を整理し、町のホームページ等に掲載するなど、下水道の使用・活用の普及・啓発を行っていきたいと考えております。

また、宅内工事に係ります融資あっせん及び利子補給制度のPRや、接続工事の技術的助言などを行うお客様相談窓口の開設につきましても、今後検討し、きめ細やかなサポートをしていきたいと考えております。

3つ目としまして、水洗化率の向上のノウハウを収集するため、他市町村とのつながりを深め、活発な意見交流の場を設けるでございます。

現在、県内の下水道担当者によります意見交換会として年1回行っている状況でございます。また、揖斐・西濃管内の9町で構成いたします意見交換会を年4回開催し、水洗化率の向上に限らず、下水道に関するさまざまな情報交換を行っているところでございます。今後も下水道の普及・啓発に努め、水洗化率の向上につなげてまいりますので御理解くださいますようお願いいたします。

続きまして、5点目の御質問、大型集中浄化槽の公共下水道への移行における補助についてのお尋ねでございます。

これまで、公共下水道に切りかえていただいた方々には、自費で浄化槽を廃止し宅内工事をしていただいております。また、集中浄化槽を御利用の地区につきましても、これまで下水道へ移行された地区が6地区ございます。集中浄化槽は個別浄化槽の集合体であることから、同様に浄化槽を廃止し排水設備設置基準に適合するよう宅内配管を整備され、下水道に切りかえていただいたところでございます。お尋ねの大型集中浄化槽地区の下水道移行に係る補助につきましては、負担の公平性を確保する観点からも考えておりませんので、御理解いただきますようお願いいたします。

最後に6点目の御質問、集中浄化槽区域のオイルフィルター設置について、全体の排水口での対応はできないかとお尋ねでございます。

オイルフィルターと申しますのは、当町では分離ますと呼んでおります。ますの中に金属製のかごのついたものがございますが、これは台所から排水される固形物や特に油脂類などを捕捉し下水管に流れ込むのを防ぐため、垂井町排水設備設置基準により、敷地内の雑排水管、し尿污水管が合流する手前の部分に設置することと規定しております。

これは、下水管の中で油分が付着し、次第に固まって管内が閉塞する原因となり、浄化センターの水処理機能にも大きな影響を与えるため、これを防止するためをお願いしているものでございます。

また、分離ますの設置に関しましては、水回りの状況により異なりますが、ほとんどの御家庭で1カ所、多いところでも2カ所程度と考えております。家屋から流れ出た汚水は、下水道によって悪臭もなく日ごろ目につかないため、御利用になられる方みずからがこの分離ますを管理していただくことで、皆様の御負担により建設された下水道施設を将来にわたり良好な状態で利用していただくものでございます。

お尋ねの全体の出口で一括した処理の対応につきましても、負担の公平性の観点から町での対応は考えておりませんので、現行の基準に基づき、各御家庭で分離ますを設置してくださいますようお願いいたします。

以上、後藤議員からの御質問、公共下水道の水洗化率の向上につきましてのお答えとさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 10番 後藤省治君。

〔10番 後藤省治君登壇〕

○10番（後藤省治君） 御答弁ありがとうございました。

1点目の料金の下げることについては、できるだけ前倒しで企業会計に移るときに考えるということです、そのまま受け取りたいと思います。

やはり、経営戦略の進め方ですけれども、水洗化率または浄化槽設置の調査等の効果についての住民ニーズの把握とありましたが、どのように把握しているのか、この次と同じように、一緒に答えていただいて結構なんですけれども、戸別に、今、未接続のところを戸別に説明に回っているということなんです、昨年1年に何軒ぐらい説明されて、残りどれぐらいの未接続があって、それを何年ぐらいで説明を終わろうとしているのか、ただ単に説明に行きますと、いい格好に見えますけれども、具体的に述べていただきたいと思います。

それから、5点目の大型切りかえについての話ですが、私は大型集合自治体というのはパナタウン1つだろうと思うんですけれども、6地区接続終わったということですが、この6地区の世帯数を教えていただけないかと思います。

それから、最後のオイルフィルターですが、これについては、再度法的な規制はありましたかどうか確認したいのですが、私の聞いたところでは、法的な規制はないように聞いておりま

す。だから、1カ月に1回ごとオイルますをつけて1回ごとにごみを取らなければならない、こういった作業を住民一人一人がやらなければならないわけです。やはり、人間の作業で、できないときもあるし、それを放っておくと詰まって逆流したり、その周りがあふれ出たりというトラブルが何件か発生しているということを聞いているわけでございます。大きな大都市になりますと、処理場の前で一括して取っているという話も聞いております。今の現状では大きな金網で、大きなごみだけ取っているのが現状だと思うんですけども、それではいけないのかなというふうに思います。

法的な観点と、そういった実例を聞いたことがないかどうか、トラブルが何件か発見して、私どもの調査ではそう聞いているんですが、担当課長のほうは、そういう話は聞いていないかどうか、再度お尋ねをいたします。よろしくをお願いします。

○議長（角田 寛君） 上下水道課長 立川昭雄君。

〔上下水道課長 立川昭雄君登壇〕

○上下水道課長（立川昭雄君） 後藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、経営戦略の進め方の中で、住民ニーズの把握ということで、どのように把握されたかという御質問でございます。あと、それと戸別訪問について、どのような形で進めていかれるかと、今までの状況も含めてということでございます。

この2点、まず、御説明させていただきます。

まず、その住民ニーズの把握につきましては、実際のところ、下水道に接続することを待ち望んでみえる方、それと、あと、今のところ合併浄化槽とか、そういった浄化槽の状況で特に急ぎに個人的には思ってみえない方、いろいろございます。そこら辺のところを含めまして、戸別に訪問した際に、状況等も考え方等聞き取っております。

今年度、訪問を開始したところでございますが、一応5月からなるべく供用を開始してから時間のたったところを中心に、順番に今、回っております。ただ対応する職員の数も知れておりますので、これが数字としてどうかということもございますが、一応、今年度今までの訪問件数としましては65軒回らせていただいております。その中で、今現在、見積もりをとっているという方が1軒ございました。それとあと、検討をいたしますと、こちらのほうも下水道の必要性について、いろいろと説明させていただくんですけども、検討をいたしますという方が65軒のうちの17%ほど、11軒、12軒というところなんです。

はっきりと、今のところは接続のほうは考えておりませんと申されました方が62%ほど、40軒ほどなんです。そういう方につきましても、やはり浄化槽を設置してまだ新しいとか、そういったところが理由かなというふうにはしております。

なお、その成果としては、はっきりまだあらわれてきてはおりません。実際にこうやって訪問をした中で1軒の方、接続していただいたところでございます。これにつきましては、当然、全ての件数を一気に回るといことも時間的なものもありますので、粘り強くこれは継続して続けていきたいというふうに考えております。

先ほどのお尋ねの中で、全体的に何軒ほどあるのかというようなことなんですが、29年度末の数字でございますが、処理区域内、供用開始した区域内の世帯数の累計が6,493世帯、そのうちの接続されている世帯が3,841世帯でございます。その差し引きで未接続の世帯が2,652世帯でございます。

浄化槽の設置状況の把握につきましても、数があるものでございますし、非常にそれを拾い出すにも時間のかかるものでございます。まずは、その経過年数のたっている地区から順に拾い出したしまして、その中で順に職員のほうで戸別に訪問してお願いしているという状況でございますので、御理解いただきたいと思えます。

その次に、集中浄化槽の6地区、切りかえた6地区の世帯数ということですが、今まで6地区でございます、その中の世帯数としましては、合計で167世帯でございます。

〔発言する者あり〕

それぞれにわかります。

ちょっと、個別の自治会とか名称が出ますけれども、まず、一番最初につないでいただいたのが、南宮団地でございます。こちらが32世帯。

〔発言する者あり〕

よろしいですか。1つずつ申し上げます。

1つ目が32世帯、2つ目が22世帯、3つ目が18世帯、4つ目が9世帯、5つ目が29世帯、6つ目が57世帯でございます。

最後に、オイルフィルター、分離ますについてでございます。

法的な規制があるのかどうか、それとあと今まで詰まったりなんか、お客さんのほうから、そういうことは聞いたことないのかということでございますが、法的な規制といたしましては、全国的な規制ということではありません。ただ、全体的にはそういう分離ますの設置を義務づけているというような自治体のほうが多いかとは認識しております。

この分離ますについては、あくまでも雑排水のところで行いますので、あくまでも油脂類、油を目的としておりますので、油を除去するという観点で設置をお願いしております。ですから、お風呂場とかそういったところの排水口に分離ますを設けるというものではございませんので、よろしく申し上げます。

あと、今までに分離ますの中で固まって困られたというのは、私の中では1件お伺いしております。掃除の状況、大体月に1回程度、掃除をしていただくといいんです。かごを上げまして、新聞紙を敷いていただいて、そこにごみくずとか油、油がそこの中で固まりますので、それを新聞紙にあけていただいて、燃えるごみに出していただくというような作業になります。ちょっとお手間はかかりますけれども、先ほども申しましたように、やはり言葉は悪いんですけども、目に見えない状態で流されますので、その意識づけという点も含めてのものでございますので、御理解いただきますようよろしく申し上げます。

○議長（角田 寛君） 10番 後藤議員に申し上げます。

自席での発言は控えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

7番 中村ひとみ君。

〔7番 中村ひとみ君登壇〕

○7番（中村ひとみ君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして2点にわたって質問を始めさせていただきます。

3・11東日本大震災から8年が経過をいたしました。また、去年は全国各地で大きな自然災害に見舞われました。被災地では復興は着実に進んでいますが、いまだ避難生活を余儀なくされ、仮設住宅での暮らしを強いられている方々がいます。

被災者お一人お一人が当たり前の日常生活を取り戻すまで、被災者に寄り添い復旧・復興をなし遂げていくことが政治であるという思いから、災害対策、地区防災計画について質問を始めさせていただきます。

従来から国の防災基本計画があり、自治体を立てる地域防災計画などがあります。それに加え、町会、自治会や、マンションの管理組合などの地域コミュニティーが災害時の避難方法などをみずから立案する地区防災計画が、平成25年の災害対策基本法の改正で創設されました。これは、東日本大震災で自治体の行政機能が麻痺をしたのを教訓に、26年4月に導入されました。地域の特性に応じ、地区の範囲や活動について柔軟に規定できる制度となっています。

災害発生時には、自治体や消防の公助が行われますが、より減災に大きな役割を担うのは、自助であり、共助であります。この視点に立てば、市区町村よりも小さな地域コミュニティーでつくる地区防災計画の必要性が浮かび上がってきます。この地区防災計画を立てる単位は、町会や自治会、マンション管理組合や企業やNPO法人、商店街、学校、医療、福祉施設なども主体となることができます。

内閣府による地区防災計画策定状況の全国調査結果が初めて公表されました。昨年4月1日時点で、地区防災計画が市区町村の地域防災計画に反映されているのは23都道府県の40市区町村、248地区で完成、素案作成に向けて活動中なのが40都道府県の123市区町村の3,427地区であります。

素案作成段階にある地区を抱えた市区町村数が全国に1,741ある自治体の1割にも満たず、計画策定のための説明会開催や町内会への呼びかけをしているのは全体の約15%の260自治体で、73自治体は制度自体を知らない状況でありました。制度の普及・啓発活動について、行う必要があるが、行えていないと答えた自治体は全体の約6割に及んでいます。

今後、各地域で地区防災計画の策定が進むことが、町全体の災害対応力の向上につながるとも考えますが、これに関する認識、また地域への周知方法をお伺いいたします。

地区防災計画についてですが、本町では2015年に地域防災計画が策定されております。ほかの自治体では既に地区防災計画を定めているところもあります。先日の新聞報道で、地区内に防災リーダーを置き訓練の企画を行う、住宅に消火器と火災報知機を100%設置する、避難マップを作成し、名前などを書いたカードを避難時に携帯するなど取り決めの内容はさまざま

ありました。

先日行われました地区防災計画の策定についての講演では、加藤孝明・東京大学准教授は、防災だけではなく、まちづくりの中でも防災をしっかりと考えていくことが重要、計画をつくるプロセスが非常に重要として、地域コミュニティーが主体的に課題解決に取り組める組織になることが必要だと言われておりました。また、5つの重要なポイント、基本姿勢として、1. 正しく知ること、2. 前向きに捉える、3. 防災だけではなく防災もまちづくり、4. 災害への備えを日常どう定着させるか、5. 自分たちで考えることが大切とお話をされていました。

現在、本町では、地区防災計画に関してどのような取り組みが具体的に行われているのかお聞かせください。

1. 地区防災計画を町として認めていく制度もあるようですが、地区防災計画認定に対する認識と、その課題についてお伺いいたします。

2. 地区防災計画の制度の普及・啓発活動もさらに行っていただきたいと思います。この地区防災計画は、本町の地域防災計画に位置づけ、公助の仕組みと連動させることが、実効性が高まってくるとも考えられます。地域の実情に合わせた防災対策について、地区防災計画の認定の方向性も含めて御見解をお伺いいたします。

続きまして、学校教育のさらなる国際化に向けた取り組みについてお伺いいたします。

我が国の国際化が日々進展する中、これらの時代を担う子供たちが外国の人々に対して恐れや偏見などを持たず、同じ人間としてわかり合え、ときには議論や励ましを送り合う、このような関係を結び合えば素晴らしいことだと思います。しかし、我が国は島国であり、一般的に言って日常的に外国人と接する機会はまだまだ多いとは言えません。

そのような中、30年以上前から総務省、外務省、文部科学省と一般財団法人自治体国際化協会の協力によって続けられてきたプロジェクトに、JETプログラムがあります。

このプログラムは、世界各国にある大使館など、在外公館において、日本で英語を教える若者などを募集・面接し、旅費や給与を日本が保障した上で招聘する事業ですが、現在では54カ国から約5,500人の若者が日本全国で活躍をしています。基本は1年間の期間ですが、最長5年間プログラムに参加することもできます。彼らは日本の文化に触れ、ますます日本が好きになり、帰国後もさまざまな形で日本と母国とのかけ橋になっています。

招聘する業種は、ALT（外国語指導助手）CIR（国際交流員）SEA（スポーツ国際交流員）の3種類ですが、そのほとんどがALTによる招聘です。このALTは、小学校教師や中・高等学校の英語教師とともに英語の授業に加わり指導を行うものですが、中には、学校の諸活動にも積極的に参加し、子供たちと日常的な触れ合いを持つ場合もあります。

御存じのように小学校においては、新学習指導要領の全面実施が2020年4月に控えており、2019年度までに3・4年生の外国語活動、5・6年生の教科として外国語が実行、実施されています。そのような中、ネイティブスピーカーの発音を子供たちに聞かせることは大変有効であり、本町の子供たちが直接的に外国生まれの人と触れ合う体験は、国際人を生み出す意味に

においても貴重な教育になるのではないのでしょうか。

なお、彼らを任用した市区町村などの地方自治体は、その人数に応じて国から普通交付税1人当たり約500万円が加算されます。しかも、近年は、日本文化への関心の高まりによって、応募する外国青年も多く、選抜により来日しますので、自治体の必要人数は100%満たされ、その質にも定評があると伺っております。

本町においても、平成3年カナダ・カルガリー市との交流がきっかけとなり、平成8年よりALTの受け入れが始まりました。授業の質を高め、異文化交流など、コミュニケーション能力を高める第一歩となっています。現在は、カルガリー市からの派遣はございませんが、民間の外国人英語教師を任用するなど、御努力をさせていただいております。全国においては、群馬県高崎市のように、市内の小・中学校1校に1人の割合で任用している市もあります。

そこで提案ですが、本町の小・中学校においても、2020年度からの新学習指導要領の全面実施を見据えた、また各学校で生き生きとした国際教育の展開を期待する意味からも、1校に1人を目標に、このJETプログラムによるALTのさらなる任用を検討し、英語教育の充実を図るべきであると考えますが、いかがでしょうか。

以上、2点にわたる質問といたします。

○議長（角田 寛君） 企画調整課長 木下誠司君。

〔企画調整課長 木下誠司君登壇〕

○企画調整課長（木下誠司君） 私からは、1つ目の御質問、災害対策地区防災計画についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、災害対策基本法第42条第3項におきまして、市町村地域防災計画は、市町村内の一定の地区内の居住者が共同して行う防災訓練、地区居住者による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者の相互の支援、その他の当該地区における防災活動に関する計画について定めることができると規定しており、この計画が地区防災計画と言われるものであります。

また、第42条の2第1項では、地区居住者は、協働して市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができるとし、この場合においては、提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならないとされております。

このように、地区防災計画は地域コミュニティーにおける共助を促進するため、地区居住者がみずから組織を立ち上げ、行政と連携を図る中で地区防災計画の素案を策定し提案するというものでありまして、地区居住者によるボトムアップ型の提案であるという特徴がございます。

そのため、地区防災計画は、それぞれの地区の特性をよく知っている地区居住者自身が計画の素案を作成することにより、地区の実情に即した防災計画を作成することが可能となり、地域の防災力の底上げにつながることを期待されます。その半面、地区居住者の主体的な取り組みが前提とされていることから、地区内での防災リーダーの育成や、活発な地域コミュニティ活動が求められることとなります。



現在、町の団体提案型協働事業として、3つの団体が防災や減災活動に取り組まれております。また、各地区に自主防災組織が組織され、さまざまな防災活動が行われております。これらの地域コミュニティ活動は地区防災計画の策定につながるものと考えております。

また、国におきましては、平成30年7月豪雨を踏まえた水害、土砂災害からの避難のあり方についての報告の中におきまして、これまでの行政主導の取り組みを改善することにより、防災対策を強化するという方向性を根本的に見直し、住民がみずからの命はみずからが守る意識をもって、みずからの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという、住民主体の取り組み強化による防災意識の高い社会を構築する必要があるとしており、防災対策の方向性の転換を示しております。

今後、町といたしましても、行政提案型協働事業も活用しながら、地区防災計画の素案が策定できますような地域づくりの支援や制度の周知を図ってまいりたいと考えております。また、地区防災計画が提案された際には、災害対策基本法の規定に基づきまして、町防災会議におきまして検討し判断してまいりますので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 学校教育課長 木全豊君。

〔学校教育課長 木全豊君登壇〕

○学校教育課長（木全 豊君） 中村議員の2つ目の御質問、学校教育のさらなる国際化に向けた取り組みについて、お答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、英語の学習においては、児童・生徒が生きた英語に触れる機会、正確な発音や自然な口調で話される音声に触れる機会、ジェスチャーや表情などに触れる機会として、ネイティブスピーカーの果たす役割は極めて大きいものと考えております。

新しい学習指導要領においても、ネイティブスピーカーや英語が堪能な人とのコミュニケーションを重視しております。本町では、これまでに中学校には長年にわたりカルガリーカトリック教育委員会の学校から教員を派遣いただき、英語指導助手として任用してまいりました。カナダと日本の経済状況等の変化から、現在派遣いただいておりますが、平成28年度に議員、町長等から成る公式訪問団により再派遣について協議ができるような状況になってまいりました。

なお、現在の英語指導助手につきましては、ALTの経験者を面接し、選考して採用したものであります。また、小学校の英語につきましては、英語が堪能な英語指導講師に加え、今年度から新たに外国人指導助手を各小学校に派遣してまいりました。小学校においては、新しい学習指導要領の全面実施は2020年度からでございますが、全面実施時には先行実施中の現在よりも英語の時間数がふえてまいります。全面実施時におきましても、全ての英語の時間に外国人指導助手もしくは英語指導講師が学級担任とともに授業ができるよう派遣をふやしてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） しばらく休憩いたします。再開は10時30分といたします。

午前10時15分 休憩

午前10時30分 再開

○副議長（江上聖司君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） 通告に従いまして質問を始めます。

大きく2点について御質問をさせていただきます。

まず第1点は、公共施設アクションプランについて、もう一点は新庁舎建設に係る予算総額についてでございます。

第1点目の公共施設アクションプランについてでございます。

垂井町では、平成28年度に垂井町公共施設等総合管理計画を策定し、町内の公共施設の現状を整理し、基本的な方向性を示し、あわせて必要な費用の試算が行われました。今後40年間の箱物164施設の維持費用が576億円との試算をされました。このままでは財政が困窮し、重要施設までも維持できなくなるとのことから、施設の再編計画を立て、施設保有の適正化を図るに公共施設アクションプランが策定されました。この平成31年度では、それぞれ公共施設ごとの個別計画を策定しようとしておられるのでございます。

そこでお尋ねします。

1つ目、平成19年6月にパブリックコメント手続要綱が施行されました。第7条では、意見の募集期間が規定され、政策等の案を公表してから30日程度とするとしております。過去のパブリックコメントに係る募集期間を見てみると、第5次総は30日、6次総は26日、まちづくり条例、またはまちづくり推進規則は31日、地区まちづくりセンター設置条例は15日、同じく地区まちづくりセンター設置条例の一部改正は32日、新庁舎基本構想素案は32日、新庁舎基本計画は27日、水道料金見直しは21日、空家等対策計画は19日、それに公共施設等総合管理計画は15日、今回の公共施設アクションプランは25日と期間がそれぞれ設定されました。まちの大事な重要プロジェクト事業であります。事業により期間がまちまちであると思われませんが、期間設定の基準をお聞かせください。

2つ目、広報紙によると、この公共施設アクションプラン計画（案）に対する意見を、パブリックコメントの方法により住民に求めています。2月28日で募集期間が終了しています。どのような意見がございましたか、お聞かせください。意見が提出されているのであれば、要綱第9条では意見に対する考え方や意思決定の内容を公表するとあるが、それら意見に対する考え方や意思決定の内容もお聞かせください。

3つ目、このアクションプランは、次年度で個別施設計画を策定するとあります。プラン（案）によると、施設再編のイメージとして、継続保全施設、統廃合施設、それに移譲廃止施設に分けられ、全体の延床面積を30%縮減に向けてということで記述されております。推進に

向けては、体制、評価、プランと進められ、施設ごとに所管課が個別施設計画を作成し、副町長、課長級職員で構成する公共施設等総合管理検討委員会で策定するとあるが、個別計画策定については各施設の関係住民、また団体等を交えた個別計画を策定していただきたいんですが、見解を伺います。

4つ目、昨年の6月定例会で集会施設に係る施設管理者制度の面からお尋ねしました。特に転作研修所、コミュニティー集落センター等々でございます。その際の答弁で、公共施設の指定管理にあわせ検討委員会で統一したガイドラインを作成し、説明し、理解を求めるとのことでありました。どのようなガイドラインですか、私どもにもお示してください。また、その後、地元と協議されたならば、その内容等もお聞かせください。

5つ目、表佐地区で迷惑施設と呼ばれている公共施設は御存じですか。クリーンセンターと浄化センターを指して言われています。どちらかといえば嫌われ施設です。過去の経緯では、表佐地内でこれら施設を建設したいので地区の方々に理解を得るのに、地区住民が広く利用できる施設を設置していただきたいとのことから、昭和53年建設したクリーンセンターの時点では老人福祉センター、南体育館を、平成14年建設した浄化センターでは表佐公民館、現在の表佐地区まちづくりセンターが建設されました。これらは、政治的な政策公共施設であります。これらの施設は、アクションプランでは表佐まちづくりセンターを除き、用途廃止とありますが、先ほど述べた過去の歴史的背景から見て、地元で理解を得るような対応策が必要と思いますが、どのようなお考えか御見解をお聞かせください。

大きい第2点目でございます。

新庁舎建設に係る予算総額についてでございます。

垂井町庁舎は、1966年（昭和41年）建設から約半世紀が経過し、老朽化に伴い維持費も増大している。さらには、地震発生等の防災拠点として十分発揮できない状況である。このような課題に対し早期な対応が迫られていた。平成26年11月に垂井町庁舎あり方検討委員会が設置され、平成28年3月に基本構想をまとめ、平成28年6月に役場の位置を定める条例の一部改正が議決され、移転先を文化会館南側に決定された。これを契機に、新庁舎建設に向けて進められ、現在、完成を見るまでになってきました。この文言は、町の資料を引用させていただきました。

議会の側から見て、これまでに思いつくだけでも相当数の議決を経てきております。基本構想、用地測量調査、地質調査、建設用地購入、既存建物補償、基本計画、基本設計、実施設計、庁舎建設用産材購入、駐車場用地購入、それに23億9,760万円の庁舎建設、また建設に係る監理業務、電話設備設置、それに警備設備設置などがあります。

また、今回の議会では、庁舎備品の契約案件が提案されています。さらに今後予定されるのは、情報通信設備や防災無線設備などが想定されます。新庁舎建設に係る事業費を明示されたのは、基本計画で概算事業費として、工事に約25億円、設計監理に1億5,000万円と示されただけだと思います。

新庁舎関係での工事等の情報については、その都度ごとに公開されていますが、金額に係る

情報はなかなかつかみにくいように思われます。今年度に完成が見込まれる我がまちの笑顔でつなぐ新庁舎の最終費用は総額でどれぐらいになるのですか。もちろんこれから発注される工事等も想定されるので、確定額は望みませんが、数字でお示してください。できれば、一覧にして提示をしていただきたいと存じます。

以上、大きく2点の質問をさせていただきます。よろしく御答弁をお願いします。

○副議長（江上聖司君） 企画調整課長 木下誠司君。

〔企画調整課長 木下誠司君登壇〕

○企画調整課長（木下誠司君） 私からは、1つ目の御質問、公共施設アクションプランについての1、1つ目のパブリックコメント手続における意見の募集期間の設定の基準についてお答えをさせていただきます。

平成19年6月に垂井町パブリックコメント手続要綱を施行し、以来町の総合計画やまちづくり基本条例、各種計画など、これまでに52の政策などにつきまして、町民の皆様から広く意見の募集を行ってきたところでございます。その意見の募集期間につきましては、議員御指摘のとおり、第7条におきまして政策等の案を公表した日から30日程度と規定しております。この意見の募集期間につきましては、期間を長くすることで多くの御意見を頂戴することができる可能性がありますが、一方では政策等の決定がおくれるなどの不都合が生じることも予想されるため、30日程度を一つの目安としております。

議員の御質問にあります設定期間の基準につきましては、政策ごとなど個別に特段の基準は設けておりません。政策決定の期限、あるいは公表から可能な限り早期に施行する必要があることなど、パブリックコメント手続の対象となります個別の政策等のそれぞれの事情によりまして、30日に満たない期間で実施することもありますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（江上聖司君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） 私からは、大きく1点目、公共施設アクションプランについての中で、2つ目のパブリックコメントでどのような意見があったのか、3つ目の各施設の関係住民、団体等を交えた個別施設計画の策定について、4つ目の集会施設の指定管理者導入に係るガイドラインと地元との協議内容についてを答弁させていただきます。

まず、公共施設アクションプランに対する質問の2つ目、公共施設アクションプランのパブリックコメントでどのような意見があったのか、その意見に対する考え方や意思決定の内容についてお答えをさせていただきます。

この公共施設アクションプランにつきましては、議員御案内のとおり、平成28年度に策定いたしました垂井町公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの取り組み方針に基づき、今年度、施設ごとの再編計画を公共施設アクションプランとして取りまとめを進めているところでございます。来年度は、再編方針に基づき、より具体的な取り組み内容を計画する個別施設計画の

策定に取り組んでまいります。現在は、その公共施設アクションプラン（案）について、パブリックコメントを先月の2月4日から2月28日まで実施し、町民の皆様から御意見を募集してまいりました。いただきました意見につきましては、6人の方から7つの御意見をいただいております。

その意見の内容につきましては、大きく分けますと、表佐転作研修所に対する意見が5件、合原小学校に対する意見が1件、小規模施設、研修所とか農村婦人の家などでございますが、これに対する意見が1件でございます。

それでは、その主な内容につきまして、御報告をさせていただきます。

まず、1番多くの御意見をいただきました表佐転作研修所についてでございます。

公共施設アクションプラン（案）の再編計画では、地域へ移譲の方向性を示させていただきました。その方向性に対しまして、移譲の条件として耐震補強工事が必要、修理・建てかえの定額助成、個別施設計画策定時への参画、転作研修所を洪水時の防災拠点として整備、住民にわかりやすい移譲条件資料づくり、住民説明会を開催してほしいなどの意見が寄せられているところでございます。

次に、合原小学校につきましては、公共施設アクションプラン（案）の再編計画では、規模縮小による継続保全という方向性を示させていただきました。その方向性に対しまして、教育効果を高め、学校維持費軽減のため閉校する。閉校する場合は、通学用のスクールバスが必要。跡地は、住宅地、工場等へ売却。栗原地区へ留守家庭児童教室の開設などの意見をいただきました。

小規模施設、転作研修所、農村婦人の家などでございますが、これにつきましては、公共施設アクションプラン（案）の再編計画では各地区に点在する多くの集会施設は地域へ移譲という方向性をお示しさせていただいております。その方向性に対しまして10年、20年、30年後を見据えた施設とは言いがたい。必要な施設なら、保育園跡地などに統合、各小規模施設は売却、または物資保管庫、避難所とするといった御意見をいただいております。

次に、御質問のそれら意見に対する考え方や意思決定の内容でございますが、これにつきましては、今後、庁内の検討委員会で協議していくこととし、必要に応じ公共施設アクションプラン（案）を修正させていただきます。

その結果につきましては、町ホームページで公開いたしますので、御理解をいただきたいと存じます。

続きまして、公共施設アクションプランに対する御質問の3つ目、個別施設計画策定については、各施設の関係住民、団体等を交えた個別施設計画の策定につきまして、答弁をさせていただきます。

議員御案内のとおり、各施設の個別施設計画は、公共施設アクションプランの取り組み方針に基づき、来年度から策定を進めてまいります。その段階では、各施設の利用状況、老朽度、地域性、将来的な需要の変化、維持管理経費などを把握する必要がございます。これらの状況

を把握するためには、各施設を所管する部署において、必要に応じて施設を利用される関係団体、住民の皆様と情報を共有する必要があると考えております。

続きまして、公共施設アクションプランに対する御質問の4つ目、集会施設の指定管理者導入に係るガイドラインと地元との協議内容についてでございますが、このガイドラインは集会施設を所管する担当課が複数にわたることから、指定管理者制度導入のためにそれぞれの課が統一的に進めることができるよう指針となるべき事項を記載したものでございます。これにあわせて各施設の管理運営規約の有無、管理団体の構成員、会計報告の有無、施設利用の許認可行為の有無などを把握する必要があることから、集会所に関する実態調査を全地区に対し実施しております。その後、地元との協議内容でございますが、現在のところ特に進展している地区はございませんが、議員の御発言にもございましたとおり、今後、公共施設管理計画における個別計画を策定するに当たり、関係者と調整を図り、理解を求めていきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（江上聖司君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 私のほうからは、議員御質問の公共施設アクションプランの5点目の質問と、それから大きい2つ目、新庁舎建設に係る予算総額について回答させていただきたいと思っております。

まず1点目の5番目の質問でございます。

老人福祉センター、南体育館、表佐地区まちづくりセンターについて建設された過去の歴史的背景から見て、地元理解を得るような対応策が必要ではないかについて、お答えをさせていただきます。

垂井町の公共施設は、その多くが昭和50年代に集中的に整備されておりまして、その更新時のピークは20年後の2038年前後に訪れることが予測されております。議員、先ほどの御発言のとおり、公共施設の全てをこのまま維持し、保有し続けた場合のコストは今後40年間で総額575億円、年平均にいたしますと14億4,000万円ほどになると試算しております。さらには、人口減少と少子・高齢化が急速に進む中で、人口構造や社会構造が変化し、行政サービスのあり方そのものが問われる時代になってまいります。今後40年間の公共施設の更新費用の試算からも、今ある公共施設の全てを将来にわたって維持し、管理していくことは、今後の財政を圧迫し、行政運営が困難になることは容易に予測ができるところでございます。

このような町を取り巻く状況の中であって、垂井町の将来を見据え、その時代の状況に合った行政サービスのあり方について検証を加えながら、公共施設の再編、更新等を計画的に着実に取り組んでいく必要があると考えておるところでございます。

議員から御質問ございました過去に建設された歴史的背景というものにつきましては、私もこれまで先輩方からいろいろとお話を伺っておるところでございますが、認識をしておるとこ

ろでございますが、垂井町の未来に向けてこうした議員おっしゃいます政治的、政策的施設につきましても、個別施設ごとの具体的な取り組みを計画的に進めていきたいと考えておるところでございます。

その取り組みを進めるに当たっては、特に地域に根づいた施設につきましては地元の住民の皆様には十分な意見交換、協議等を行い、その取り組みについて御理解をいただけるように努力してまいりたいと考えておりますので何とぞ御理解賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

次に、大きな2点目の新庁舎建設に係る予算総額についてでございます。

新庁舎の検討は、これまでも発言にありましたように平成26年11月に第1回庁舎のあり方検討委員会を開催し、本格的な議論がスタートしました。平成27年には、垂井町新庁舎基本構想を取りまとめ、新庁舎は移転して建てかえるという決定をし、その建設手法は既存建築物をコンバージョンして新庁舎に生まれ変わらせるという手法を選択いたしました。平成28年度には、新庁舎移転先の用地と建物を購入するとともに、議員の御案内のとおり平成28年6月には第3回垂井町臨時議会におきまして、垂井町役場の位置を定める条例の一部改正が特別議決されたところでございます。このことにより、庁舎の移転が決定いたしました。平成29年度には、基本計画、基本設計、実施設計を策定し、平成30年5月から新庁舎建設工事に着手したところでございます。いよいよ本年7月末には新庁舎が完成し、9月からの供用開始を目指して、現在事業を進めているところでございます。

議員御質問の最終費用はどれぐらいになるのかにつきましては、新庁舎の供用開始に向けて平成31年度も事業が継続されておりますことから、一部予算ベースの数字となっておりますので確定額ではございませんけれども、平成27年度から平成31年度までの5年間の総事業費といたしまして約31億4,000万円ほどを見込んでおります。その中で特に大きな支出といたしましては、先ほどの基本計画から実施設計に至る設計に関する部分で1億1,448万円ほど、そして新庁舎建設工事に23億9,760万円、土地建物購入費で3億1,700万円、庁舎備品購入費で1億4,750万円となっております。最後に一覧の提示ということでございましたけれども、今申しましたようにまだまだ確定額ではございません。工事が完了し額が確定した時点で、これを一覧として皆様にまたお示しをしたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○副議長（江上聖司君） 5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） 答弁ありがとうございました。

まず、大きく第1点目のアクションプランの関係であります。ちょっと過去のことをほじくり返して大変恐縮でございますが、昨年6月、この集会施設に関しまして質問をさせていただきました。そのときの答弁であります。私は、その質問内容は維持管理費について、火災保険料と消防用設備等の保険料は町が負担するという覚書があるかどうかという質問をいたし

ました。それに対して回答では、公の施設として建設された施設であり、地域の施設としても建設された施設でもあります。地域の自発的な活動により建設されたものだというふうに切り捨てられました。

転作研修所等々につきましては、過去をちょっと振り返りますと、農村地域の生活環境と農業生産基盤の整備を行う目的で農林水産省は、農村総合整備モデル事業を発足されました。農村総合整備計画を作成した市町村で、総合的な事業を農村地域を対象に推進される事業であります。垂井町は、昭和54年に農村総合整備計画を策定いたしました。翌昭和55年にモデル事業を作成し、随時事業展開をしてまいりました。いわゆる町の主動事業であります。したがって、大変恐縮ですが、全く自発的に建設された施設とはちょっと違いますが、ここらあたりの見解はどのように思われておりますか。

それから、いわゆるガイドライン、よくわかりました。地元と関係者と調整をしていくということでございます。そこらあたりは、やっぱりしっかりと調整をしていただく、いわゆる最初の段階から地元を巻き込んだ中で調整をするというのが必要かと思えます。それぞれ町の内部のほうで、関係課の中で腹案をつくられたその腹案を持って地元と話をすることじゃなくして、最初から地元を入れた中で調整をしていただきたいというふうに思います。

続きまして、大きな2点目の新庁舎でございます。

よくわかりました。31億4,000万円、これは予算もありますので、よくこれは理解いたします。

そこで、この31億4,000万円、こんな質問をするのはちょっと酷かもわかりませんが、補助金が幾らで、基金が幾らで、町債が幾らというのがわかれば、それも教えていただきたいと思えます。

いわゆる基金条例、平成19年4月にこの庁舎建設に係る基金条例が施行されました。それから12年経過しております。毎年1億円積み上げれば12億円の基金があるわけですが、ちょっと過去について調べてみますと1億円積み上げたときもありますが、そうでないときもありまして、一番多いときで9億を切っているんですね。それから用地を買ったりなんかして、やっぱり増減が出てくる。後でいわゆる繰越金が生じたとかで5,000万円を積んだとか、そういうような格好になっております。したがって、概算の31億4,000万円の最終的な財源が知りたいのです。いわゆる起債がどれぐらいあるかということです。

それと、実は昨日ちょっとニュースを見まして、大変恐縮でございますが、町長も今度、広報「たるい」でも、5月の完成予定が7月に延びて供用開始が9月だということですが、昨日のニュースを見ますと、ボルト不足というのが出ておりましたが、私ちょっとアナウンサーが早口だったもので、ちょっと聞き取りにくかったんですが、高力ボルトとか、それはこの垂井町の庁舎には関係するのでしょうかね、そこらあたりをちょっとお聞きしたいと思えます。それで、きのうのニュースで見ますと、実はお隣の滋賀県でこども園の建設計画があったんですが、この今のボルトの関係から、もう建設ができなくて1年延ばすということがありました。



長崎県とかいろんな状況がありますが、実際にこの7月に完成ができるのかどうか、そこらあたりもお尋ねをいたしますが、お答えをお願いします。

以上、再質問させていただきます。

○副議長（江上聖司君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 山田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目のアクションプランに係る部分でございます。

転作研修所については、これは農水省支援の農村活性化の事業の中でやられたものであるからということでございますが、振り返ってみますと、昭和40年後半から50年にかけて各地でいろんな施設が建設されました。これは、やはり各地区で集会施設がほしいという要望のもとに、どういう補助金というか、金を引っ張ってくるかということからスタートしたものであると思います。そういった中の一つとして、この今の転作研修所等も一つの政策としてあったのではないかというふうに思っておるところでございます。

したがって、もちろんその趣旨にのっとってこれは適化法の対応になるわけでもございますけれども、そうした公の施設としての考え方もございますけれども、一方で使い方としては、やはり基本的に各集落といいますか、各自治会の中での集会施設としての側面も持っておるというふうに思っておるところでございます。そういったことを踏まえまして、今後、やはり指定管理等をお願いする中で独自の管理ということに、今システムをシフトしていきたいなあと考えておるところでございますので、よろしく御理解賜りたいというふうに思います。

また、これに当たりましての地元の調整意見等には十分にまた意を尽くしてまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

予算につきましてですが、申しわけございません、ちょっと今急なことで補助金、町債、基金等の内訳については、十分まだ、これからまたお示しをしたいというふうに思いますので、ちょっとお許しをいただきたいと思いますが、基金につきましては、やはり積み立てる時期がちょっとおくれたということもございまして、最高で9億ほどの積み立てしかなかったということでございますが、これはやはり国からの補助、あるいは県の補助、木材等の利用もあってのことですけれども、引っ張れるものは引っ張っていききたいという思いでやっておりますので、ここら辺、内訳につきましては後日また示させていただきたいと思います。

それから、高力ボルトにつきましてですが、この間の全協でもお話しをいたしました、今回の庁舎はトップライトを4カ所設けております。2階の天井に4カ所穴を開けて、明かりをとるという窓をつくるわけですが、これが大きいものですから、ここに鋼材を使って天窓をつくるということになります。この鋼材を取りつけるのが高力ボルトでございまして、当庁におきましても高力ボルトの仕入れ等においては影響を受けておりました。ここら辺、業者の努力もございまして、鋼材、それから高力ボルトともに現在もう今取り付け状況始まっておりますので、物は確保できておる状況でございます。先般、お話ししましたように、業者のほうでは、

当初2カ月半ほどと言っておりましたけれども、何とか努力していただきまして、2カ月の工期おくれという形の中で進めておりまして、現在、トップライトのほうも順調に取り付けが進んでおるところでございますので、御安心をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

○副議長（江上聖司君） 4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） 議長から登壇の許可を得ましたので、早速、3点についての一般質問を行いたいと思います。

まず、1点目でございます。国道4車線化に向けた取り組みについてでございます。

垂井町の背骨に当たる国道21号線、一度国において事業化を取り下げられてから、住民の思いを背に受け、垂井町もあらゆる手づるを手繰り寄せ、何とか個別交差点改良にこぎつけ、御所野交差点が立派に完成し、通行住民にとってスムーズな通行と安全が確保されたところでございます。近々には、懸案でありました塚の宮交差点改良も、地元地権者の方々の御理解を得て踏み出せそうな状況となってまいりました。

この間、町においては、国の出先の国道事務所や国土交通省等への陳情などに注力されてこられたところでございます。ところが、本節の国道4車線化については、遅々としてその先が見えてこないのも実情でございます。

もうここらで、手法を変えられてはいかがでしょうか。町主導の陳情作戦から、署名など住民パワーを背にした戦略転換はできないのでしょうか。

ところで、町長在任中に沿線住民の方や企業の方々に対し、国道4車線化の説明と賛同を得るべく条件確認をなされたことはおありなのでしょうか。署名集めなどは、行政が直接手を下してはいけない禁じ手なのでしょうか。まず、この2点をお尋ねいたします。

過去に何度も一般質問がなされ、その都度、しっかりと取り組みをし、一日も早く国道4車線化が実現するよう努力します。何度も聞いてきたように思いますが、高らかに掲げられています、平成30年4月から町長が力を込めて取り組まれております垂井町第6次総合計画、3-2道路についての主要課題中の記述には、各テーマ別戦略中唯一の本町における大きな課題の一つですと述べられているほど、今後の取り組みにはどの施策遂行よりも力を込められているものと大いに期待をいたすところでございます。国道4車線化の実現に向けた町長の取り組み姿勢をお尋ねいたします。

2番目に、多文化共生事業の拡大についてでございます。

本議会初日、平成31年度施政方針の中で、第6次総合計画に沿って重要施策の説明がございました。

そのうちの人権の項では、町内に在住するブラジル人の方々のスムーズな行政手続を支援するため、庁舎内にポルトガル語通訳窓口を設置するなど多文化共生事業も進めてまいりますと述べられております。

時あたかも、政府にあつては国内の労働力不足を補うべく、外国人労働者受け入れ拡大を目指す改正出入国管理法に基づき、今後、外国人労働力の確保に向けての諸施策が講じられていくところであります。

垂井町においては、平成31年1月1日現在、1番多いのが338人のブラジル人在住者、2番目に多い中国人在住者260人、3番目にベトナム人在住者88人、その他18カ国合わせての総合計813人の方々が垂井町に在住されております。

そのうちの一番多いブラジル人の方のみの通訳サービス展開ですが、まずその内容と実績をお聞かせいただくとともに、今後さらに中国人、ベトナム人の方々にも拡大するお考えはおありなのでしょうか。外国人労働者拡大の今後の動向も踏まえた役場業務執行体制をどのように考えておられるのかも、お尋ねいたします。

次に、全く視点を変えて、今現在進めておられます離山工業団地造成に伴う企業誘致宣伝や既存企業の外国人労働者依存増加も含め、垂井町の多文化共生事業、とりわけさまざまな外国の方々に対する通訳窓口設置を初めとする、スムーズで行き届いた行政サービス支援体制を売りにし、より国際的な垂井町を標榜できるような取り組みについてのお考えをお尋ねいたします。

3番目、量から質への取り組みについてでございます。

昨年12月定例町議会の最終日、閉会後の町長挨拶の中で、平成時代は量から質への変革の時代と受けとめることができるとの御発言がございました。

私も、そのことについては同様の思いでございます。平成の時代の中ほどから、平成時代から次の時代へと引き継ぎが間近となった今日までの町長在任中において、箱物建設以外の各種住民サービス提供や事業において、定型的、定量的サービス提供から、住民に寄り添ったきめ細やかで思いやりの心のこもったことも含め、質を高めたと自負されます事務事業。大きく成果があったとお思いの何点かを御披露いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議員任期4年、最後の一般質問となりました。二元代表制の一端を担う私どもの質問として、内容の濃い、中身のある御答弁を期待するものでございます。以上、質問を終わります。

○副議長（江上聖司君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 若山議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

私のほうからは、3点ありましたうちの1番目の国道4車線化に向けて、それから3番目の量から質への取り組みについての2点について、お答えをさせていただきます。

まず1点目の国道4車線化に向けた取り組みについてでございます。

垂井町を東西に横断する国道21号は、中部圏内陸部の交通を支える主要な幹線道路でございます。地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うための第1次緊急輸送路にも認定されておりまして、道路整備は極めて重要であり、そういった面からも4車線化事業は急務であると認識をしておるところでございます。

これまで、県や町議会議員の皆さんとともに県選出の国会議員を初め、岐阜国道事務所長、また国土交通省の中部整備局長、そして本省の国土交通省に要望を何回も行ってきたところでございます。しかし、過去に地元合意が得られなかったことや事業が休止となった経緯もありまして、この事業の復活に向けたハードルは非常に高いものがあるというのが現状でございます。そういった中で、条件確認といえますか、現状の調査でございますけれども、現況の調査といたしまして平成26年に昭和49年当時にこの事業に反対をされた企業や自治会、その当時アンケートをとったわけでありましてけれども、反対された企業や自治会に対しまして、現況認識や拡幅への意向に関する確認アンケートを実施いたしました。これによりますと、企業につきましては賛成に変わったが75%、反対はしないが25%でありました。ほぼ拡幅に向けては同意が得られておるような状況であろうかというふうに思います。物流のよさや従業員の通勤の利便性などから拡幅には好意的であり、拡幅による敷地減少は特に大きな支障とは受けとめていないとの回答を得たところでございます。しかし、一方で自治会につきましては、沿線生活者としての立場から、通行の利便性より生活環境や安全性を優先されるという意見が多く、賛成が少ない状況でありました。反対される方が50%を超えておるというような状況でございます。

今後、この国道4車線化の事業再開していただくには、地権者の100%同意が求められることが想定されます。国道沿線地権者に対しまして説明会を開催するなど、意向確認を行うとともに、承諾をいただけるよう何とか努力をしていきたいというふうに考えております。そういった部分で、議員がおっしゃいました署名活動は、行政に対するというか、国に対する要望ももちろんでありますけれども、住民、一般の有権者の皆さんにもその意識を促すという部分で署名活動というのは有効な手段ではないかなと考えるところでございます。国は、現在、東海環状自動車道西回りに全力を傾注しております。これが2024年には、北部分が開通し、まだ三重県との境が日程が出ておりませんが、まだ四、五年かかるというような状況でございますが、この次の段階に国道21号の問題を取り上げていただけるように、現在いろんな要望活動を重ねておるところでございます。

手法を変えるというのも、もちろん必要かと思いますが、やはりあらゆる場でこの21号の重要性、特に先ほど言いましたけれども、災害時の幹線道路、輸送道路としての必要性というものを強く今訴えておるところでございます。これは、国土強靱化にもつながる部分でございます。新しいこういった観点も取り入れながら、国に要望しておるところでございます。こういった要望活動、これがやはり一つの現場にもつながっていくものというふうに思いますので、地域住民の方の理解を得ながら、国に対して強く要望を重ねていく。この姿勢をさらに強くして、この4車線化に向けて全力を尽くしていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、3番目の量から質ということでございます。

平成時代を振り返ると、確かに量から質ということが言えると思いますが、もう一方で、平成の時代は、また災害の時代ではなかったのかなというふうに思います。

ちょっと振り返ってみますと、平成3年に雲仙普賢岳の噴火、平成7年に阪神・淡路大震災、平成16年に新潟中越地震、山古志村の一件がありました。平成23年東日本大震災、平成26年広島北部土砂災害、平成26年御嶽山の噴火、平成28年熊本地震、これは地震を中心にちょっと大きく見ておりますけれども、それだけに限らず、大型台風やゲリラ豪雨、あるいは豪雪被害など、大きな自然災害に見舞われた時代ではなかったのかなあと思うところでございます。こうした災害に立ち向かう中であって、私たちはみずからの命のみずから守ること、人と人とのきずなによる支え合いの必要性を実感するようになってきたんだというふうに思います。このことは、私がやらなくても誰かがやってくれる、お任せというこれまでの意識からの脱却、またそれぞれの居場所において、みずからの責任や役割を果たしながらともに支え合う共助から、協働の実現につながっていった時代ではないかなと考えておるところでございます。こうした時代の流れの中で、量の時代、つまり物の数があるから豊かさを感じる右肩上がりの時代は、どこかに無理を生じ、人口減少社会と相まって維持していくことが難しくなってきたんだと思います。

私たちは、豊かさの質をどこに求めるかということを模索しながら、未来に向かって持続可能な発展できるまちづくりに取り組んでいかなければならないと思っております。そうした中で本町におきましては、平成26年度から28年度にかけて取り組みました垂井町行財政改革大綱（第5次）でございますけれども、それまでの合理化やスリム化といった量を主体とした改革から、量のみならず質や協働の視点を踏まえた改革を進め、満足度の高い行政サービスの提供に取り組んできたところでございます。

さて、質を高めたと考える事業について少し話をせいということでございますけれども、まず子育て分野におきましては、町民の皆様のニーズを踏まえて全園で幼保一元化を実施するとともに、幼稚園の3歳児からの受け入れや留守家庭児童教室の学年の引き上げ等の拡大を図ってきたところであります。

また、福祉の分野におきましては、夢の屋の立ち上げがあったと思います。これは箱物かもしれないけれども、この夢の屋の運営を福祉ボランティアの方々にお任せし、各地区で現在展開されておりますサロンの先駆けになったのではないかと思っております。また、このサロンの展開というものが、社会福祉協議会が進めた各地区のささえあい連絡会にもつながっていた、地域で支えるものにつながっていったというふうに思っております。

まちづくりの分野におきましては、公民館を地区まちづくりセンターに改めまして、地区まちづくり協議会の皆様との協働を図ることにより、地域コミュニティー活動の活性化に取り組んでまいりました。

行政窓口である庁舎につきましても、今ではもう当たり前と思われておりますけれども、フレックスタイムを取り入れまして、役場の開庁時間を6時15分まで延長しております。これは、近隣市町ではやっておられない貴重な事業であるというふうに思っております。

また、少しでもわかりやすく利用しやすい役場窓口を目指しまして、配置を改善し、行政窓

ロサービスの向上を図ってまいります。そして、何よりも懸案でありました役場新庁舎の建設につきましては、コンバージョン方式を採用してございまして、従前のスクラップ・アンド・ビルドの考え方に一石を投じ、持続可能社会の実現に貢献したものと自負しておりますので、よろしくお願いいたします。

今後も、町民の皆様とともに、6次総に掲げます「ひととまちが輝く 地域共創都市」を目指し、きめ細やかな行政サービスの質的向上を目指してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○副議長（江上聖司君） 企画調整課長 木下誠司君。

〔企画調整課長 木下誠司君登壇〕

○企画調整課長（木下誠司君） 私からは、2つ目の御質問、多文化共生事業の拡大についてお答えをさせていただきます。

初めに、ブラジル人の方々を対象とする通訳サービスの内容と実績について、お答えをさせていただきます。

ポルトガル語による通訳サービスにつきましては、平成25年4月から開始し、今年度で6年が経過したところであります。業務内容といたしましては、通訳者を1人お願いし、毎週水曜日の午前8時30分から午後0時30分までの4時間、庁舎1階のロビーで窓口を設け、来庁された方の通訳や町から発信する情報の翻訳を行っております。実績につきましては、平成25年開始当初は年間利用者数248人、年間相談件数308件でしたが、平成29年では年間利用者数66人、年間相談件数74件、平成30年度では2月末までの時点で年間利用者数は85人、年間相談件数99件となっております。ポルトガル語を母国語とする在住者の減少とともに、利用者数も年々減少傾向にありましたが、最近では増加にまた転じております。主な相談内容としましては、住所変更や外国人登録などの住民登録関係が最も多く、次いで税金や国民健康保険の相談、学校、保育園など子供に関する相談となっております。また、翻訳業務といたしましては、上下水道課の断水のお知らせ、朝倉運動公園の注意書き、また以前には生活便利ガイドや防災ガイドを作成し、担当窓口や小・中学校へ配付したところであります。

議員御指摘のとおり、本年4月より新たな在留資格制度が始まることにより、今後ポルトガル語以外の言語での通訳を必要とする外国人の増加が予想されることから、多言語での行政窓口サービスの提供が必要であると認識しているところであります。しかしながら、一地方自治体における対応力にはおのずと限界があることは御理解いただけることと存じます。

今後は、多文化共生総合相談ワンストップセンターを設置する県など、関係行政機関や在日外国人を支援するNGOやNPOといった民間団体と連携を図る中で、拡大する外国人労働者に対応してまいりたいと考えております。また、役場窓口におきましても、実証実験を踏まえまして、多言語翻訳機器の導入や通訳業務の委託拡大などにより、多言語化が予想される外国人在住者の行政窓口での円滑な事務手続や行政サービスの提供に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いを申し上げます。

○副議長（江上聖司君） 4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） 御答弁ありがとうございました。

中身の濃いといいますか、私が思っておりましたような線に沿っての御答弁でございましたところもございます。

まず、第1点目の国道4車線化に向けた取り組みなんですけれども、これは国政への陳情やそういった動きは定期的にやっておられるものと思いますが、いみじくも町長も申されましたように、企業アンケートはもう既に随分と昔の話なんです。これを直近の状態はいかなものかということとか、それから生活環境・安全性の面から、住民等が、やはり4車線化に向けていろいろな難色を示されている部分もあるというようなことでしたら、是が非ともそういった住民に見えるような行動ですね、アンケートをとるにしても、条件確認をする説明会等の開催についても、やはり広報等も利用しながら、住民に広くその取り組み姿勢、取り組み実態を広報されていく流れの中で住民パワーを背に受けて、いわゆる合わせわざとなりますけれども、国、それから関係機関への陳情等こういった手法を講じていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、多文化共生事業についてでございますが、これは合計18カ国、合わせて21カ国になるんですかね。その多様な外国人の方々がおられるそれぞれの外国語対応ということではなしに、まさに御答弁いただいたとおり、県の連携だとか、民間団体との協調だとか、そういった手法が非常に有益ではないかなと、いわゆるバックボーンとして、それとあわせて垂井町はそういった外国の方々に対する思いやりの行政遂行ができるまちだということもあわせて大々的に住民の方にも見える化状態で進められるのが肝要かと思うんですけれども、そこら辺も含めて今後の取り組みをお尋ねしていきたいと思います。

それから、量から質への取り組みでございます。いろいろなきめ細やかな思いやりの心のもった事業も列举されたところでございますし、ところが住民の方々のニーズというのは、非常に奥深く、多種多様でございます。それを一つ一つ、つぶさに真摯に行政側が受けとめながら、それについての取り組み、これらも行政権力といいますか、これはいわゆる公権力をもって内々のうちに進めるのではなく、そういった題材について、町としてはこうこうこういうことで今は待ってほしいとか、これはもう即できる話だとか、そういったいわゆる広報もしっかりと取り組んでいただきたいですし、それぞれの事業、最大公約数では数的なサービスでは、いわゆるきめ細かな状態にはならないのは実態です。例えば、1例挙げますけれども、コミュニティバス、1日大体1路線当たり8回ほど運行されておるんですね、朝から晩までという言い方ちょっと極端ですけれども。ところが、そこからは、やはり玄関t o 玄関のそういった、いわゆる御不自由なの方々に対してはバス停まで来なければならないという懸案・課題があるんです。それとか、もうちょっと本数を減らして、発着を常に役場の中心地から出発するのではなしに、逆転発想で、一番遠くから役場、あるいは主要施設に向かって第1発目は走るとか、

そういういろんな手法もひっくるめての御検討やら何かもしながら住民ニーズに一つでも応えて、思いやりと優しさ、きめ細やかな行政サービスに展開する必要が今まさにあるのではないかなというふうに思っております。そこら辺も含めてよろしく再質問いたしますが、御答弁をお願いいたします。

○副議長（江上聖司君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 若山議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

思いを聞いておりますと、議員が行政マンのころによくおっしゃってございました現場主義という言葉の思い出すところがございますけれども、やはり我々も絶えずその現場というものを意識する中で行政活動をしていかなければいけないということを思うところでございます。御指摘ありがとうございます。

まず、1点目の4車線化に向けた直近の意識調査でございますけれども、やはりこれは絶えずやっていく必要があると思っておりますし、またこういうことをやることによって、先ほど言いました住民の意思を醸成していくということにもつながると思っておりますので、これはやはり続けてやっていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

また、住民に対して積極的な姿勢を示す。要望とか何かでは、この間の国会議員の国政報告会のときにも、挨拶で国道4車線化の話をわざと振ったわけではありますけれども、そういった場を捉えてさまざまな場で、ほかの国会議員にもこういうことをお話ししておるわけがございますので、積極的な姿勢、これをやはり住民にも見せるということは必要なことかと思っておりますので、頑張っていきたいと思っております。

多文化共生についての対外アピールでございますけれども、今後、やはりタウンプロモーション等を通じまして、垂井町のまちを情報発信していくときに移住・定住に向けての優しさでありますとか、あるいは外国人に向けてのという部分も、今後は訴えていく必要があろうかというふうに思います。ここら辺は、アピールの仕方をどうしていくかということがあろうかと思っておりますけれども、検討に値するというふうに思います。なお、現在、ポルトガルだけということですが、実際にはやはりほかの方も見えるんですが、就労の関係で、実際には生活に密着していないというか、単にここで働いているだけという方もお見えになりますので、窓口相談にお見えになる方が少ないというのも現状かと思っております。やはりポルトガルの方々は、ここに定着をしてということがありますので、住民票を移してということがございますので、そういった部分で、やはりポルトガル語を今重視しているところでございます。

なお、施政方針のときにも申しましたけれども、総務省からの新しい時代への対応ということで、技術革新に関しまして言語の通訳の技術というのは、これからおそらく飛躍的に伸びてくることが考えられますので、そういった情報等もしっかり使っていく必要があろうかというふうに思っております。

また、量から質の住民のニーズということでございますけれども、まさにタウンバスを一つ



の例にとっただけでも、タウンバスにつきましては質問にもありましたように、今後やはりそういった検討を重ねていくことにはなりますが、できるだけそういう思いに寄り添った形でやっていきたいと思っております。どうしても、限りがある部分がございます。こちら辺は理解を得ながらということではありますが、少しでも思いを酌みながら、そういった部分では、今年度の予算の中でどうしても足がきかないというか、バスに乗ることが不便であるという方の、高齢者に対するタクシーの支援ということも取り入れているような形の中で、総合的な対応ということも取り組んでいきたいというふうに思っております。

いずれにしても、住民の方に寄り添った形での対応ということを意識して、しっかりと頑張ってもらいたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○副議長（江上聖司君） 2番 広瀬隆博君。

〔2番 広瀬隆博君登壇〕

○2番（広瀬隆博君） ただいま議長の許可がありましたので、通告に従い次の2点を質問します。

1つ目は平成31年度施政方針及び提案説明について、2つ目、改元に伴う大型連休対応についてです。

1点目は、町長が平成31年度施政方針で述べられた中で、その一部を朗読しますが、前略ですが、この第6次総合計画を町民の皆様にご覧いただくために、昨年10月から11月にかけてふれあいトークを町内各地で開催させていただきました。環境や特色が各地区によってそれぞれある中で、さまざまな御意見をいただくことができました。中略、その中でどの地区の方々も人口減少や甚大化する災害への対策、空き家などの問題に対する思いを真剣にお話くださり、町と地区、そして一人一人の役割について問題意識を持って日々の暮らしを送っていらっしゃることをかいま見ることができました。これこそ私が町長就任以来まちづくりの基本として実行してきた住民の方々と議会、そして行政がそれぞれの役割と責任に基づき、対等の立場で相互に協力してまちづくりを実行する協働だと感じたところだと、ああいった内容ですが、そこで1点目、お尋ねします。

このふれあいトークを開催したことで、住民の意見を聞かれたと判断されているのか、これからの協働のまちづくりをどのように進められるのか、展望を町長に伺います。

次に2点目、平成31年度提案説明の中で垂井町地内の地区名や固有地名などで表現されているものを整理してみますと、府中保育園園舎の耐震化、府中離山工業団地開発事業、栗原地区と平尾地区の圃場整備事業、北部幹線農道整備事業、林道明神線開設工事、東京圏から移住される方に対して新たに財政支援というような項目でしたが、私には垂井町北部の事業が多く感じられ、垂井町全体の政策バランスはどのようになされたのか、例えば宮代、表佐、綾戸地区などへの配慮を含めた点について町長の所見を伺います。

次に3点目、人口減少に対応していくには、子育てを推進していくことが重要であると考えますが、3点目の1として、具体的にどのように進められるのか、町長の所見を伺います。

3点目の2として、子育て推進には、妊娠・出産は入りますか。また、その前の婚活も含まれているのかなど総合的に対応していくことが肝要と考えますが、町長の所見を伺います。

その3点目として、子供を産み育てる環境の中で、子供が遊べる遊具付きの身近な公園を整えることなども配慮されるのか、町長に伺います。

3点目の4として、垂井町に産婦人科医を誘致してほしいとの声を多く聞いております。お産を支える産婦人科医が全国的に少ない中で、安心して子供を産み育てる環境づくりの実現のため、広域もしくは町に誘致するなど、県の町村長会長をされた町長として、いかに尽力されるのかお尋ねします。

3点目の5としまして、町単独の出産祝い金について、他市町の多くの自治体が出産祝い金を出されております。例えば、川辺町では第2子、5万円、第3子、10万円、第4子以上20万円が支給され、大垣市や海津市では第3子以降10万円の祝い金が支給されています。当町として子育て支援の一環として、また少子化と定住促進を図るためにも、出産祝い金制度を設けることもありかと考えますが、町長の所見を伺います。

次に、大きな2点目、改元に伴う4月から5月の大型連休中の町としての対応についてお尋ねします。

1点目、保育園、幼稚園、こども園、留守家庭児童教室など、働く人のお子さんの臨時受け入れ対応はいかになされるのか、お尋ねします。

2点目は、戸籍関係の届けや休日中の水道、ごみ処理、インフラへの住民からの要請に対する対応など、町民生活に支障を来さないための職員配置など、安全・安心のための対応はどのようにされるのか、町長の所見を伺います。

3点目、大型連休中の役場の業務や幼保、留守家庭などの対応を広報「たるい」やホームページ、もしくは臨時チラシの全戸配付などの事前啓発が肝要と考えますが、町長の所見を伺いまして質問を終わります。

○副議長（江上聖司君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 広瀬議員の御質問にお答えをしたいと思います。

私のほうからは、1点目の施政方針及び提案説明についての部分について、お答えをさせていただきますというふうに思います。

このふれあいトークについてでございます。ふれあいトークに関するということでございましたけれども、ふれあいトークにつきましては、第6次総合計画から見るまちづくりをテーマに昨年10月から11月にかけて、町内7地区において開催させていただいたものでございます。

今回のふれあいトークの進め方は、いわゆる要望する場にならないように、また私のほうから住民の皆さんへ一方的にお話をするのではなく、御参加いただいた住民の皆さんからまちづくりに関する思いをお話いただくというようなキャッチボール方式で行ったところでございます。住民の皆さんからは、高齢化により地域コミュニティーの維持が大変だ、垂井駅発着の

J Rの増便はなぜ進まないんだ。巡回バスの運行を、逆回りも入れたらどうだ。あるいは空き家が多くなってきているけど、どうするんだといった具体的な御意見や思いを聞かせていただいたところでございます。

これらの御意見につきまして、私から現在の状況であるとか、まちの考え方、今後の見通しなどお話し、意見交換を行ったところでありますが、こうした対話をする中で、住民と行政が課題を共有することの大切さ、問題解決のために、じゃあどうしたらいいのか、みんなで考える仕組みづくりといったものの必要性について再認識をしたところでございます。

議員が言われたふれあいトークを開催したことで、もう住民の意見は聞かれたと判断されているのかということでございますが、ふれあいトークの開催のみで十分に住民の皆さんの意見を聞いたとは認識しておりません。しかし、住民の皆さんの生の声を聞く貴重な手段の一つとして位置づけております。また、先般も垂井町子ども会育成連絡会の中央研修会というのがございます、その場に町長と語ろうというコーナーを設けていただきまして、いわゆるふれあいトーク的なことをさせていただきました。冒頭、私がいろいろな思いを、人口減少のこと等をお話しした後、若いお母さん方から、やはり障害者のこととか、福祉に関すること、本当に生々しい御意見をいただいて、十分参考に値する意見もいただいたところでございますので、こういったことは必要であるというふうに思っております。

今後ともこうした広聴活動というものをしっかり続ける中で、意見を伺いながら、また行政の思いも伝えていく、そういった場になればというふうに思っております。

このふれあいトークを捉えて、これで全てが広聴機能であるという思いはございませんし、さまざま場面を通じて住民の皆様からの声をいただきながら、行政を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、平成31年度の予算編成の政策バランスはどう考えておるんだということでございますけれども、町では、毎年、次年度予算編成に当たりまして、中長期的な視点に立った事業を展開する主要事務事業について担当所管からヒアリングを実施しております。これを踏まえて、総合計画におけるテーマ別戦略等の整合性を図りながら、事業の必要性や実施時期等を判断し、次年度予算編成において事業実施として予算化しているところでございます。

議員が申されますように、地域間バランスに配慮した政策が全くないかということ、そうではない部分もあるかもわかりません。この地域にはこういう政策が必要だなというバランス的なことを考えてやる部分もございますけれども、この地域バランスだけを眼目として実施事業を判断しているわけではなくて、垂井町全体を俯瞰して、まさに地域バランスということを考えながら政策課題を設定しているところでございます、どここの地区だけを重く見る、あるいは重点的にやるというようなことは決してございません。しかし、限られた財源の中で実施しているわけでございますので、ある程度の偏りが出るときもあるかもわかりません。しかし、何年かというスパンで見たときには、おそらくそれは淘汰されているものと認識しておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

3つ目の人口減少に対応していく子育て推進についてでございますけれども、本町におきまして、2027年度までを計画期間として第6次総合計画において少子・高齢化の進行や、転出超過の増加などによる人口減少の急激な進行を抑制するための人口減少抑制戦略と、人口減少や高齢化に適応するための人口減少適応戦略をテーマ別戦略の冒頭に位置づけております。人口減少をまちにとっての最重要課題と捉えておるところでございます。特に、子育てを包括的に支援できる体制整備が重要であると考えており、これまでも幼児期における教育・保育に関する総合的な取り組みとしての幼保一元化の推進や留守家庭児童教室の事業拡大などに取り組んで成果を上げてきておるところでございます。

今後は、今定例会で提案しております子育て推進課を設置し、体制を一層強化していく中で子育てについて包括的に支援する地域社会の環境整備を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

細部にわたって何点か質問がございましたが、それぞれ担当課から回答させますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○副議長（江上聖司君） 健康福祉課長 藤塚康孝君。

〔健康福祉課長 藤塚康孝君登壇〕

○健康福祉課長（藤塚康孝君） それでは、広瀬議員の1つ目の御質問の3点目の2、子育て推進には、妊娠・出産は入りますか、またその前の婚活も含まれますかについて、お答えさせていただきます。

現在、保健センターにおきましては、妊娠を望む夫婦への支援といたしまして不妊治療に要した費用の一部を助成しております。また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、来年度から子育て世代包括支援センター事業を開始いたします。それから、婚活につきましては、独身男女がカップルになる出会いの場を提供し、結婚、出産へとつなげ、人口減少対策、少子化対策の一助とする婚活イベント事業の開催を検討していきます。

次に、3点目の4、垂井町に産婦人科医の誘致でございますが、近隣市町の産婦人科医におきましても婦人科のみを残し、産科を閉鎖している病院も数件ございまして、出産できる病院が少なくなってきております。以前、垂井町にも産婦人科病院がございましたが、同様な理由などによりまして廃業されたと聞いているところでございます。ただ、産婦人科病院がなくなったことによりまして、垂井町の出産数が急激に減少したとか、人口が減少したようなことはないように思われます。議員が言われますように、垂井町に産婦人科病院があったほうが便利ですし、安心もできると思いますが、誘致しても受診される方が少なければ同じ結果になってしまいますので、非常に難しい問題だと思っているところでございます。

次に、3点目の5、出産祝い金制度を設けたらどうかでございます。

昨年的一般質問でもお答えさせていただいておりますけれども、福祉の政策におきまして、財源を投入する場合には、短期集中で済むものではございません。長期にわたって初めてその効果が出る、継続性が必要でございます。これに投入する財源というのは、後々まで大きく影

響するものであります。身の丈に合わないやみくもな補助というものは、いずれ行き詰まるのではないか、その地域の実情に合った形の中で最善の補助というものを考えていく必要があるかと考えております。一度、お祝い金を渡すということで出生率がはね上がるというカンフル剤になるかという、決してそうではないかと思えます。本町の合計特殊出生率ですけれども、29年には1.26でしたが、30年には1.32と、今回若干上向きとなりました。本町で赤ちゃんを産み育てたいという方がふえているのではないかと大変喜ばしく思っているところでございます。

また、来年度におきましては、垂井町第2期子ども・子育て計画の策定を行います。この計画を確実に行うことによりまして、垂井町をより魅力のあるまち、子供が健やかに、心豊かに育ち、保護者が子育てに喜びを感じることができるまち、子供の笑顔があふれるまちにしていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（江上聖司君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） 広瀬議員の1点目の質問の中で子育ての推進に当たってのうちの3点目の3、身近な子供が遊べる遊具付きの公園等を配置されるのかについて、私のほうから答弁をさせていただきます。

現在、町内では9つの都市公園がございます。その中で遊具付きの公園につきましては、5園ございます。このほかの都市公園につきましては、12園ございます。そのうち遊具付きの公園につきましては10園でございます。規模、遊具の種類の違いはございますが、各地区におきまして、憩いの場、集いの場として地域の子供たちの遊び場として親子が触れ合える重要な施設として御利用いただいております。

遊具の管理につきましては、年に1回、専門業者によりまして遊具の点検を行っております。そのほかといたしまして、毎月1回でございますが、私ども職員によりまして近接目視により点検を行っているところでございます。その点検から修繕等が必要となった遊具につきましては、新しい部品等に取りかえるなど、子供たちが安全・安心して使用できる適正な管理に努めているところでございます。

さて、公園の整備に当たっては、地域の方々の御意見も大切にしながら、財政上の面をしっかりと検証し、これらの子供たちが安全・安心で遊べるよう適正な整備を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。以上、御答弁とさせていただきます。

○副議長（江上聖司君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） 私からは、広瀬議員の大きく2点目、改元に伴う大型連休中の対応について、御答弁をさせていただきます。

質問は、保育園など働く人の子供さんの臨時受け入れ体制についてと、戸籍関係やインフラへの住民からの要請に対する職員の配置、それと3つ目が、連休中における役場の対応につい

て、住民への周知というような内容でございます。

それでは、1点目から説明をさせていただきます。

まず、保育園など働く人の子供さんの臨時受け入れ対応につきましては、基本的にはカレンダーどおりでお願いするものでございます。しかし、場合によっては、事前登録が必要でございますけれども、コミュニティママ子育てサポート事業を園児、児童の状況に合わせて御利用いただければと考えているところでございます。よろしくお願いたします。

2つ目の戸籍関係やインフラへの住民からの要請に対する対応でございますけれども、まず戸籍の届け出事務に関しましては、連休中に限らず、庁舎が開いていないときでも宿日直者が現在でも対応しているところでございます。また、生活に欠かせない水道施設や道路などのライフラインにつきましても、障がいが発生した場合は速やかに対応できるよう宿日直者を通して担当課で当番を決めるなどして、体制を整えているところでございます。ライフライン以外にも生活に支障が出るようなことが発生した場合におきましても、宿日直者を通して対応できるよう各課等で体制を整えております。

3つ目の連休中における役場の対応について、住民への周知につきましては、議員の御指摘のとおり、今回の天皇即位に伴う大型連休は10日間と長期にわたることから、タルイピアセンターや朝倉運動公園などの施設の開設状況につきましては、広報「たるい」4月号やホームページで御案内いたします。これにあわせてごみ収集や水道の開栓受け付けなどについても御案内を行ってまいります。

4月27日から5月6日までの連休中の主な施設の開設予定でございますけれども、タルイピアセンターは、4月30日と5月1日を除く日は開館いたします。朝倉運動公園は、全て開園いたします。エコドームは、4月30日を除く日は開館いたします。

以上、広瀬議員からの改元に伴う大型連休中の対応についての答弁とさせていただきます。

○副議長（江上聖司君） 2番 広瀬隆博君。

〔2番 広瀬隆博君登壇〕

○2番（広瀬隆博君） まず、出産祝い金を設けたらどうかということですが、今1.26から1.32へ子供の数がふえたということですかね。2人までは子供をみんなも産もうかと思うんですが、やっぱり3人目、4人目となると産むのがなかなかちょっと難しいということですが、一つのアクションとして垂井町が出産祝い金を出すことによって、垂井町は子供のために頑張っているんだというような一つのアクションを出していただけたらいいかと思いますが、その中で課長から言われました身の丈が合わないようなことを言われたんですが、身の丈ってどこまで垂井町は身の丈を伸ばせば、大垣市とか、先ほど言いました川辺町のようにさせていただくのか、例えば垂井町が3万人を超えたとかですね、どこまで行ったらいいのかということ、身の丈の高さをどれぐらいにしたらいいかということをお教えいただきたいと思っております。

○副議長（江上聖司君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 広瀬議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、出産祝い金に関して、多子というか、3子、4子についてということでございましたけれども、これも新たに子育て支援課の施策の中でいろいろと議論をしていきたいというふうに思っておりますけれども、やはり私自身も、人口をふやしていく分には、やはり2.02を超えなければいけないと、出生率が超えなければいけないということから、3人目以降に対しては、やはりしっかりと補助というか、支援をしていく必要があるというふうには認識しております。ここら辺はまた政策的にちょっとこれから詰めていきたいというふうに思ひますし、先ほど話しました町子ども会育成連絡会の中央研修のときにも、そういった補助の話が出まして、医療費の話も出ました。本議会でもよく何回も出ておりますけれども、ある方が高校生まで出してほしいと言われましたら、周りからあちこちからかなりの拍手が起こったもので、これはかなりそういったニーズが実際に強いんだなということを改めて思ったところであります。ただ、この身の丈の話にもつながるわけでもありますけれども、じゃあどこまで支援するのか、満遍なく全てやっていくのか、それで町の財政は将来にわたって安定できるのか、身の丈というのは、やはり町民の皆さんが安心して安全で生活できる体制を維持していくための予算づくりをしていくことにあるかというふうに思ひます。どこかにしわ寄せが来る、それは一時のことで済めば、それは何とかしのいでいけることになると思ひますけれども、やはりこうした扶助費、福祉に関するものは、ずうっと継続していくものでござひます。先ほど課長が申しましたけれども、やはりここら辺を将来にわたってどう考えていくのか、一方ではやはり人口をふやすための施策として、そういったものを厚くしていかなければいけない。そのバランスが大事になってくると思ひます。そこら辺をしっかりと見きわめながら、今後もそういった支援等を充実させながら、なおかつ財政的に安定した状況をつくっていくということにも気をつけなければなりませんので、その両方を見据えながら頑張っていきたいと思ひております。よろしくお願ひいたします。

○副議長（江上聖司君） しばらく休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午後0時02分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（角田 寛君） 再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

8番 安田功君。

〔8番 安田功君登壇〕

○8番（安田 功君） 通告に従ひまして、一般質問をします。

質問は4つで、児童保育の無料化について、起業支援について、定住促進策について、コミュニティバスの路線見直しについて、以上4点であります。

最初に、児童保育の無料化についてお尋ねします。

10月に消費税が10%に引き上げられるのに合わせ、今国会で、子ども・子育て支援法の改正が図られ、国は3歳から5歳までの幼児の保育と教育を2019年度にも無料化する方針を打ち出しています。

垂井町独自の子育て支援策として、低学年児童の留守家庭児童教室の保育料を無料にしているかがでしょうか。あわせて、働く親世代の就労支援策として、夏休みの留守家庭児童教室の受け入れ時刻を午前7時からにすべきではないか。こども園利用者への聞き取り調査の結果も踏まえて、今後の検討課題としてはいかがでしょうか。

次に、起業支援についてお尋ねします。

定住促進あるいは少子化問題対策として、特に若者の起業を徹底的に支援してはどうでしょうか。具体的には、わずかな準備金があれば、開業資金を有利な条件で融資したり、会社設立にかかわるさまざまな手続を無料で代行したり、またきめ細かな指導をしたり、事務所や店舗を紹介したり、家族の住宅取得や就学のサポートをしたり、とことん支援してはいかがでしょうか。

最近、移住・定住先の注目される場所としてオランダがあるそうであります。どのような点で有利になるかという点、起業の場合、ビザ取得の敷居が低く、フリーランスや美容師、IT関係、飲食業などさまざまな分野で起業し、長期滞在ができる。

1つは、英語が通じやすい。人々がオープンで親切。社会福祉が整っており、学校や病院にかかる費用が安くて済む。農業国のため、さまざまな種類の乳製品や野菜が手に入る。

この条件を見ますと、垂井町と全く同じだなと思います。デメリットとしても、かなり似ています。寒い、風が強い、役所の手続がスムーズに行かないことがある。

定住促進策については、海外の拠点にも独自の自前の事務所を設け、留学生や起業を目指す人材を受け入れてはいかがでしょうか。あるいは、不破高に町立の日本語学校を併設して、海外から留学生を受け入れ、起業、開業、定住を目指してもらってははいかがでしょうか。

最後に、コミュニティーバスの路線見直しについてお尋ねします。

私は、これは本当に大胆に機動的にやってほしいと思います。

例えば、待ち時間を最大30分以内にできないか。あるいは、町内主要施設を結ぶ路線と、各地区と核となる垂井駅を直線的に運行する路線を別々に設定してはいかがでしょうか。どういふことかと申しますと、主要な施設をめぐるルートは30分で設定し、ここにバスを2台、3台と投入します。1台で30分、2台入れると15分、3台であれば10分でバスが来ることとなります。

また、それとは別に垂井駅と各地区を結ぶ、運行する路線も30分で設定し、垂井駅で乗りかえることにはなりますけれども、目的地で用事を済ませて、家に戻る時間は大幅に短縮されると思われれます。1つの例ですけど、このような大胆な変更も視野に入れてやっていただきたいと思えます。

以上、質問は4点です。答弁よろしくお願ひします。



○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 藤塚康孝君。

〔健康福祉課長 藤塚康孝君登壇〕

○健康福祉課長（藤塚康孝君） 安田議員の1つ目の御質問、留守家庭児童教室につきましてお答えさせていただきます。

幼児教育・保育の無償化につきましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案が、先月閣議決定され、国会に提出されたところでございます。また、本町の留守家庭児童教室に係りますアンケート調査を今年度実施したところでございます。

まず、1点目の留守家庭児童教室の保育料を無料にしてはどうかでございます。

本町の留守家庭児童教室の保育料につきましては、来年度より県の補助事業を使いまして、同一世帯から複数の子供が留守家庭児童教室を利用する場合に、2人目以降の保育料を半額とすることとしております。

しかしながら、一律1万円の保育料が近隣市町と比較して高目であることがアンケート調査でも御意見がございました。近隣市町の保育料の比較には、おやつ代が別途必要であるとか、所得に応じた保育料設定をしている市町村もございますので、そのような細かい条件も含めまして、検討をしていきたいと考えているところでございます。

次に、2点目の受け入れ時刻でございますけれども、今回のアンケート調査におきまして、学校休業日における開所時刻を朝7時や7時半からの受け入れを希望する多くの意見もございました。あわせて、閉所時刻延長のニーズもございましたので、指導員の負担を考慮しながら、運営時刻につきましても、検討を進めてまいります。

このほか、受け入れ対象年齢が4年生までであるのを6年生までに拡大することや、それに伴う保育場所の変更など、留守家庭児童教室にはさまざまな課題がございますので、いろいろな面から来年度検討していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 産業課長 太田宣男君。

〔産業課長 太田宣男君登壇〕

○産業課長（太田宣男君） 安田議員の2点目、起業支援についてお答えをさせていただきます。

人口減少が避けられない中、持続可能で、活力ある町であり続けられるよう、人口を維持していくことが必要であり、議員がおっしゃる若者の起業支援もこれに対する有効な対策になり得ると考えております。

町では、町内人口の増加及び移住・定住を促進し、地域経済の活性化を図ることを目的に、垂井町移住定住促進住宅リフォーム事業補助金交付事業を実施しています。この制度は、末永く垂井町に住んでいただくため、また、垂井町に移住していただく方に対し、既存の住宅を改修された場合に、工事費の一部を地域振興券にて補助させていただくものでございます。

この制度の中に、新規起業を目的とした住宅改修に対する上乘せ補助があり、移住・定住に加え、新規起業を動機づけるものでございます。また、西美濃創生広域連携推進協議会が主体

となり実施する起業に対する支援事業や、大垣労務推進協会が主体となり実施する就労者に対する支援事業、大垣商工会議所が主体となり実施する創業支援事業など、垂井町も広域連携事業としてかかわり支援を行っております。

さらに、垂井町商工会と連携し、開業するためのノウハウや書類の書き方、各種手続方法、開業後における専門家の派遣などについて、きめ細やかな支援をさせていただいているところでございます。

人口の維持もさることながら、地域の経済発展のため、今後も若者のみならず、垂井町において起業される方に対し、継続して支援してまいりたいと思いますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 企画調整課長 木下誠司君。

〔企画調整課長 木下誠司君登壇〕

○企画調整課長（木下誠司君） 私からは3つ目の御質問、定住促進策についてと、4つ目の御質問、コミバスの路線見直しについてお答えをさせていただきます。

人口減少問題につきましては、第6次総合計画の中で、将来展望人口として2027年において、2万6,000人の人口維持を目指しております。

そして、その目標を達成するための移住・定住の促進の取り組みにつきましては、人口減少抑制戦略のうち、社会減対策として重要な戦略に位置づけているところであります。

そこで、3つ目の御質問、定住促進策についてのうち、議員からの1つ目の御提案である海外拠点に独自の事務所を設けてはどうかについてであります。本町の財政力や人材面から考えまして、極めて困難であると考えます。

町といたしましては、県の海外戦略推進所管や留学生を受け入れている地域の大学との連携、あるいは現地事務所を構え、特に東南アジアにおきましてビジネス展開を図っております。地方金融機関から情報を得るなどしてこの課題について検討してまいりたいと考えます。

また、2つ目の御提案であります日本語学校の設置につきましても、本町の対応力には限界があり、設置は困難であると考えます。しかしながら、新たな在留資格制度が始まることにより、日本語教育を必要とする外国人居住者の増加が予想されますことから、その需要を見きわめながら、在日外国人を支援する民間団体などとの連携を図るなどして、その対応について検討してまいりたいと考えております。

次に、4つ目の御質問。コミバスの路線見直しについてであります。

現行の巡回バスの運行形態につきましては、高齢者など移動に制約のある方を主な対象といたしまして、地域公共交通の基軸でありますJR垂井駅を中心軸に商業施設や医療施設へのアクセス向上と、可能な限り、交通空白地域を解消することを目的として路線設定を行ったものであります。

先ほども答弁させていただきましたが、来年度は路線運行の基本となります地域公共交通計画の修正業務を実施する予定であります。今回の議員からの御提案や住民の皆様からのさまざま

まな御要望を踏まえ、巡回バスという現行の運行形態を維持する中で、利便性のさらなる向上を目指して、運行内容の見直しを検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 13番 丹羽豊次君。

〔13番 丹羽豊次君登壇〕

○13番（丹羽豊次君） 議長の許可をいただきましたので、通告により一般質問をいたします。

質問に入る前にでございますが、去る11日、東日本大震災が発生いたしまして、満8年がたちます。まだ、2,355名の行方不明者が見えるわけでございます。行方不明者の御冥福をお祈りいたしまして、質問に入らせていただきます。

私は、都市計画事業として、垂井町の第6次総合計画第4章の将来の都市構造から、3点をお願いするものでございますが、再開発事業としてのこの現庁舎の跡地、また中山道の電柱の移転、また2番といたしまして、都市機能集積拠点、新しい庁舎付近でございますが、その付近の開発。また、3番といたしまして、都市計画街路の垂井南宮線の今後の事業のあり方等々でございます。

1番の再開発事業としての現庁舎の跡地でございますが、これらにつきましては、やはり都市計画事業におきましては重要で最も垂井町発展のためにも重要であると、このように思っております。垂井町も一時、人口が3万人近く住んでおられたわけでございますが、少子化が進みまして、現状では平成31年、ことしの1月1日現在で、2万7,500人近くとなっております。第6次総合計画、2027年には2万6,000人近くの人口ということで、なっておるわけでございます。

住みやすい生活基盤が整った町でなければならないと、このように思っておりますが、垂井町はいつも言うておりますように、山紫水明の町であり、これらの環境を守りつつ、またまちづくりを進めなくてはいけないと、このように思っております。

この現庁舎でございますが、昭和41年10月竣工し、52年がたっております。私は、この庁舎建設において、いろんな形の中で、立ち会いもしてまいりましたし、懐かしく思うわけでございます。

この敷地等の活用のあり方、基本構想案が示されておりますが、この敷地において、庁舎敷地を初め、7,900平米近くあると思います。ここに私は、JAの敷地も含めて、この1画、大体1ヘクタールぐらいだと思いますが、再開発事業として取り組んでいただき、垂井地区の皆様憩いの場とし、活用されることを願っているわけでございます。地区の人々が集まって、魅力的な施設とし、物販、飲食、休憩、トイレ等、サービス施設、また垂井祭りの練り込みの拠点とし、また、曳山の展示場とし、集客施設を設けていただく。また、災害においては避難的な施設、中央公民館、まちづくりセンター等の施設を併用し、またそこへ近くにある社会福祉協議会、また商工会等も併用してはどうかと、こんなふうに思っております。

このようにすることによって、収穫もあり、この付近での発展にもつながるのではないかと。

また、この付近は泉の地でもあります。親水を利用した公園づくりもぜひとも取り入れていただきたい。

また、中央公民館の跡地にはホテルを誘致してはいかがかと、このように思っております。垂井町は、多くの企業もあり、企業関係者が来町されても、宿泊、泊まる場所がございません。観光客の利用も考え、ぜひホテルの誘致をしていただきたく思っております。このように、跡地が活用されるよう今年度の庁舎跡地活用基本計画に取り入れていただきたく存じております。

また、垂井町は、観光を重要施策とした垂井町でございます。過去にも質問しておりますが、この中山道の電柱の移転でございます。その後、どのようになっておるのか、それについてもお尋ねしておきます。今後の取り組み等よろしく申し上げます。

また、次でございますが、都市機能集積拠点とし、人口の減少、少子・高齢化社会を迎える中でございますが、新庁舎が今年7月に竣工になり、9月ごろから業務再開されると、このように思うわけでございますが、2カ月程度遅くなってきております。この場所は国道21号線に接し、立地的にはこの上ない場所でもありますが、付近にパチンコ屋また株式会社郷鉄工の跡地等が実在しており、また水田も近くにあるわけでございます。この場所を町主導において、新しい垂井町の顔とし、区画整理をしていただき、住環境整備をしていただきたく思います。

これらによって、新しい垂井町、ひととまちが輝く地域共創都市となるのではないのでしょうか。今の現状では、町の発展はあり得ません。ぜひ、町においても事業の推進をお願いしたく思いますが、町長の考えをお尋ねしておきます。

また、3といたしまして、都市計画街路垂井南宮線でございます。この都市計画街路の整備につきましては、計画的に整備し、安全な快適な環境が提供されると思っております。この道路は、国道21号線、株式会社しまむらの西側から県立不破高等学校まで整備されておりますが、それ以降、一部反対等もありまして、工事が中止、中断されております。既存の町道は、幅員が四、五メートルで、朝夕の車の通行は非常に多く、また、雪によるスリップ事故、不破高等学校生徒の登下校等、非常に危険な状況にもなっております。いつ大きな交通事故が発生してもおかしくないと、このように思っております。

また、関係箇所の住民の皆様のご生活にも、このような交通状況でございますので、支障も出ております。道路勾配が急でありますし、また車のエンジンからの公害等も発生し、この状況を放っておくことはない、このように思っております。強く交渉を重ねていただき、当初の目的を達成していただきたく思っておりますが、町のお考えをお尋ねいたします。

これら都市計画事業を進めるに当たりましては、職員の増員も必要かと思っております。現在は、職員は2名でございます。過去は、課としても数名配置されておりました。何事をやるにおきましても、住民の皆様のご奉仕者であることを忘れず、何度となく現場に出向いて、現場わからずではよい事業はできません。今年は元号も変わり、庁舎も移転するなど、新しい時代の誕生です。さらなる垂井町の発展を願いつつ、私も、議員あわせまして60年近く垂井町にお

世話になります、これをもって最後の質問といたしたいと、このように思います。どうもありがとうございました。町長の的確なる答弁をお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 丹羽議員の都市計画事業についての質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず1点目の現庁舎跡地付近の利用についてでございます。

現庁舎が建設されてから半世紀以上が経過するわけでありますが、この地は古くから垂井町のまちづくりの中心を担ってまいりました。この庁舎や中央公民館を初め、垂井地区まちづくりセンター、福祉会館などが立地しており、日常的に町民の皆様が集まる場所となっております。垂井地区の住民の方からは、子供のころ、この場所でキャッチボールをしたり、駆け回って遊んだ、あるいは、消防団の操法の練習をしたなどと、思い出話をたくさん伺っているところでもございます。

議員のお話にもありましたとおり、まさに、この地は町民の皆様の思い出と町の歴史が詰まった場所でもあるかと思えます。いよいよ本年9月には庁舎が移転することとなります。庁舎が移転し、この庁舎跡地をどうするかは、平成28年に庁舎移転が決定してからさまざまな形で議論し、議論を進めてきたところでございます。

本年度は、学識経験者、自治会、まちづくり協議会、そして町民、町職員で構成する垂井町現庁舎敷地等活用のあり方検討委員会を立ち上げ、議論を進め、その活用方針を取りまとめた現庁舎敷地等活用基本構想の策定に取り組んでまいりました。その議論の過程では、2回の町民ワークショップを開催し、1回はシニアの世代、2回目は若い世代の方に御参加をいただき、意見の集約に努めてきたところでございます。

議員の皆様からは、これまで一般質問を通じて、庁舎敷地の活用の方向性等につきまして、多くの御質問をいただいておりますし、平成28年3月議会の一般質問では、観光のため展望タワーを建設してはどうかとの具体的な提案もいただいたところでございます。

今回、議員からは物販、飲食、休憩、トイレ等のサービス施設、曳山展示場、災害時の避難施設、中央公民館、まちづくりセンターの施設として、社会福祉協議会、商工会等の集積、水と親しむことのできる公園に加え、中央公民館跡地に、企業や観光客が利用できるホテルの誘致について具体的な御提案をいただいたところでございます。

実は、今回の議員の御提案の内容は、これまで町民の皆様からいただいた御意見の中に、同じようなものが含まれておるところでございます。そのほかにも、町民の皆様からは、本当に数多くの御意見、御提案をいただいておりますが、その内容につきましては、ホームページに掲載させていただいておりますので、またその内容をごらんいただければというふうに思います。

今年度、検討を進めてまいりました基本構想の議論の過程では、その数多くいただいた提案

の中から、まずは特に重要度と優先度の高い活用の方向性を選定していただき、その項目について活用のイメージを議論してまいりました。その議論を踏まえ、現在、あり方検討委員会において、基本構想の案の取りまとめを進めているところでございます。

その基本構想案につきましては、さきの全員協議会において御説明をさせていただいたところではございますが、現庁舎敷地等の活用の理念を、誰もが楽しく、安全に集える垂井のにぎわい拠点づくりとし、現庁舎敷地等は町内の諸施設等との機能連携を図りながら、日常・非日常ともに安全に、多種多様な利用ができる場とすることとしており、垂井町の中心部に新たな拠点を創出するものとしております。

この基本構想案につきましては、去る2月にパブリックコメントを実施し、来る3月18日に開催予定の第4回の現庁舎敷地等活用あり方検討委員会において、パブリックコメントでいただいた意見を踏まえまして、最終の基本構想を取りまとめることとしております。

来年度には、この基本構想の活用方針に基づき、土地の規模や土地利用のゾーニング、導入機能、施設規模、概算事業費等の検討を進め、基本計画として取りまとめてまいりたいと思っております。

今回、議員からいただきました御提案も含めまして、庁舎敷地等の活用の検討を引き続き進め、垂井町のまちづくりに生かしてまいりたいと考えておりますので、今後とも御協力よろしくをお願いをいたします。

また、ここでホテルの話と、それから無電柱化についてございましたので、その2点について少しお話をさせていただけたらと思います。

当町には現在製造業を中心とした企業は多数ありまして、今後も離山工業団地の分譲や東海環状自動車道、名神高速道路など良好な交通アクセスにより、さらに多くの企業が進出するものと期待しております。また、観光面におきましても、南宮大社や中山道垂井宿の町並みなど、豊富な観光資源があり、今後も多くの観光客の来訪を予定しておるところでございます。

一方、議員御指摘のとおり、企業関係者や観光客が町内で宿泊できる施設が少なく、近隣市町の宿泊施設を利用していることが多いということは十分認識をしておるところでございます。ホテルを誘致することは、観光及びビジネスにおける来訪者に高い利便性をもたらすことだけではなく、雇用の拡大や宿泊者による消費支出拡大など、地域経済の活性化にもつながることが期待できます。

また、ホテルには宿泊機能だけでなく、会議室やイベントホールが併設される施設も多く、企業による会議やイベント等も期待でき、さまざまな交流による活気あふれるまちづくりにつながるものと考えております。

中央公民館敷地へホテルの誘致をどうかということでございますが、JR垂井駅からのアクセスは、非常にいいものがございますが、周辺道路が狭く、自動車や大型車両でのアクセスに課題があるものと認識をしております。

しかし、ホテル誘致には大変魅力を感じておりますので、この敷地跡地に限らず、町内の適

地を探りながら、近隣市町における宿泊施設の稼働率や来訪者等の宿泊先を見きわめながら、誘致を検討していきたいと考えておりますので、これからもまた御理解と御協力をよろしくお願いをしたいと思いますというふうに思います。

次に、中山道の無電柱化についてでございますが、垂井町は古くから交通の要衝として、また産業・商業・文化・歴史の交流の拠点として美濃路の宿場町、垂井宿として栄えてまいりました。歴史的資源が点在する垂井宿は、年間を通じ、当時の中山道をしのぶ観光客の来訪があり、また、毎年改善されております垂井曳やまつりや中山道垂井宿まつりでは、多くの人でにぎわっております。

この観光資源である中山道の電柱のない風景を想像いたしますと、とてもすばらしいものがあると私は想像するのですが、無電柱化については、過去に建設課において中部電力にも現場を確認してもらい、さまざまな方法についてその実現性についての検証を行ってまいりましたが、過去に実施いたしました中山道垂井宿再整備計画策定ワークショップにおきましては、地元からは整備に対して、消極的な意見が多く出されたため、いまだに着手に至っておりません。景観を整備することは誘客を促す一つ的手段であると考えますけれども、まずは、中山道という資源に対し、地域に住む人たちのかかわり方、また地域の人々の観光資源への愛着と誇りの醸成が必要であると考えます。今後は、垂井町現庁舎の敷地等の活用も含め、にぎわいのある中山道のあり方の方向性を見出していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、大きな2点目の都市機能集積拠点についてでございます。

今度新庁舎のほうに話に移りますが、新庁舎周辺地区につきましては、アクセス性も高く、利便性がよいことから、垂井町第6次総合計画においては、都市機能集積拠点並びに商業集積ゾーンに町のマスタープランにおいて、都市機能集積ゾーンにそれぞれ位置づけられております。

来年度の新庁舎移転を控え、ますますその重要度は高くなるものと認識をしております。御指摘の住環境の整備につきましては、既存企業の土地機能の移行や調整区域での開発手法など、実施に当たりまして、その課題となる状況も多くございますが、さまざまな手法を研究しながら都市機能の集積拠点としてあるべき姿を検討してまいりたいと考えております。

現在、広域的観点から都市の基本的な方針を定める大垣都市計画区域マスタープランの10年ごとの定期見直しが進められております。これにあわせまして、町といたしましては、新庁舎付近の市街化調整区域の一部について商業化を目的とした市街化編入できるよう、区域区分の見直しを協議していきたいと考えております。この見直しの実現には、農政分野を中心に、国・県を初め、各関係機関との協議や交渉、地権者との意向など、多くのハードルがございますが、当該地区の有効な土地利用を目指し、将来の町の発展を見据えたまちづくりの推進を図っていきたいと考えておりますので、何としましてもよろしくお願いいたします。

最後に、3点目の垂井南宮線の事業についてでございます。

都市計画道路、新垂井宮代線につきましては、昭和36年に都市計画決定されて、その後、沿線の朝倉運動公園が昭和49年に都市計画決定されるなど、周辺地域一円の都市化促進のため整備が進められてまいりました。当該道路は、これまでレンゲローズ団地の造成など、地域のにぎわいと活性化の一助となってきたものと認識をしております。

一方で、全町的に都市計画道路を眺めますと、都市計画決定当初とは時代背景も変わりました。少子・高齢化、コンパクト・プラス・ネットワークが叫ばれる時代となって、新たなまちづくりに向け、都市計画道路をどのように位置づけ、場合によっては見直していくのかも含め、その重要性が一層増してきておるところでございます。

御指摘の都市計画道路新垂井宮代線、町道名は垂井南宮線につきましては、充実した都市基盤の整備に向け、重要な幹線道路ではございますが、このうち特に、不破高等学校から南宮大社にかけての箇所につきましては、見通しも悪く、その勾配や幅員の状況から、決して危険性の低い状況ではないことは十分認識をしております。

しかしながら、道路の拡幅や改修には、地権者の方や地域の御理解をどこまで得られるかということが最も重要でございまして、困難な部分でもございます。当該道路の改修につきましては、今後、地元地権者の意向を十分注視しながら、さまざまな手法を検討し、町内道路整備事業全般の中で検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、最後に、議員おっしゃいましたが、長きにわたりまして行政マン、議員として丹羽議員には御活躍をいただきまして、大変御苦労さまでございました。その活躍に深く敬意を表するものでございますし、これからも大所高所から御指導いただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（角田 寛君） 11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） 通告に従い、大きく3点につきお尋ねいたします。

第1点目、急激に悪化していくことが予想される財政運営について。

第2点目、小・中学生の携帯電話（携帯）、スマートフォン（スマホ）の取り扱いについて。

第3点目、巡回バス路線について。

以上、お尋ねいたします。ちょっと花粉症ぎみですので、声、鼻詰まりのところがありますので、お聞き苦しいところはお許してください。

以上、お尋ねいたします。

それでは、大きく第1点目、急激に悪化していくことが予想される財政運営について。

中川町政は、就任以来、余り大型予算の事業を行われなかったからか、健全財政と言われましたが、一転して近年、新庁舎建設並びに工業団地造成ほか大型予算の事業を立て続けに行ってこられたことにより、財政的にかなり厳しい状況に陥ってきたように思われます。大型事業としては、公共下水、これにつきましては、国の方針でもあり、やむを得ないとは思いますが、



やはり大きく財政を圧迫しています。

また、水道事業につきましては、今後財源不足は水道料金の値上げに頼るといった将来的にも大きな懸念を残す材料となっていると思われまます。

クリーンセンターをどうしていくか、これも結論を出さなくてはなりません。これも町単独で行うとなれば、何十億円もかかるものであり、広域連合に参加しても、今からではおくれたの参加でもあり、かなりの参加負担金がかかると思われまます。

ほかには、現在進めている新庁舎建設、また工業団地、これにも大きな財政負担がかかっていると思われまます。

そこでお尋ねします。実は、前議員がこれについて同じことを尋ねられておりますので、重複すると思いますが、庁舎建設並びに工業団地造成にかかわる最終的な総額費用はどれだけか。新庁舎につきましては、当時、担当者の説明は、新築で30億円ほど、だから改築、コンバージョン方式だと2割ほど格安になるとの説明でした。

今、言いましたように前議員の問いかけに、回答としては31億4,000万円とのことでしたが、それでは、もし新築だったら、一体幾らのおつもりだったのか、再度ここでその真偽をお尋ねいたします。それと、工業団地につきましては、用地費、道路分等も含めて総金額をお尋ねいたします。

続きまして、今後急激に悪化していくことが予想される財政運営についてお尋ねいたします。

垂井町のホームページによると、昨年11月1日に出されたホームページの中の平成31年度予算編成方針、その2の中の本町の財政状況と、今後の見通しによるとの欄に次のようにあります。

歳入では、生産年齢人口の減少により、税収の増加が見込めず、また、地方交付税制度の改革の影響等で、交付額の減少が見込まれる中、大型事業の財源として借り入れた町債の償還など、義務的経費は増加していく見通しであり、平成31年度も多額の町債の発行や基金からの繰り入れが想定され、財源確保は一層厳しい状況が続くことが予想されるとあります。

一方、歳出では、平成30年度に設定した債務負担行為により、新庁舎建設工事などの事業で約8億3,000万円の予算措置が義務づけられており、あわせて公共下水道事業やクリーンセンターのあり方など取り組むべき課題は山積している。加えて、公共施設総合管理計画に基づき、公共施設の老朽化対策などを着実に進めていくためには、それらの財源を多額の町債発行や基金からの繰り入れによって充てることが想定され、今後の実質公債費比率や将来負担比率などの財政指標は、次でございます。「急激に悪化していくことが予想される」と明記してあります。記憶をたどっても、このような表記は、私も長年、議会にありますが、過去に余りなかったのではないかと思います。これによると、町財政は、私の思うには、すなわち短期的には健全、しかし長期的には危機的状況と読み取れます。私は、これまで水道事業においても、一度ではやらず、事業を少し延ばしてでもというふうに申し上げたことがあります。工業団地においても、大きな投資となるリスクを訴えてきました。

ホームページの平成31年度予算編成方針の急激に悪化していくことが予想されるとあるその計算内容は、行政トップの町長がみずから進めた事業で、長期的見通しを誤ってきたことを認めたことになるのではないのでしょうか。みずからの非を認めたことになるのではないか。正直と言えば、とても正直ではありますが、場合によっては責任問題まで発展しかねないようなこととございます。

2つ目にお尋ねいたします。

今後、財政難を理由に、ハード事業のみならず、ソフト事業の切り捨てにならないか、確認するものです。ハード事業とは、道路改良とか舗装工事等を言い、またソフト事業とは、イベント事業等、町の活性化のために活用する部分です。なぜなら、既に新年度予算にその一端がかいま見えてくるからであります。

3つ目、急激に悪化していくことが予想される今後の財政運営をどのようにやっていかれるのか、この場で町民にわかりやすい端的な説明を求めるものです。町長に、再任されることを前提によりしくお願いいたします。

次に、大きく第2点目、小・中学生の携帯電話（携帯）、スマートフォン（スマホ）の取り扱いについて。

2月19日、柴山昌彦文部科学大臣が、公立の小・中学校に通う子供が、学校に携帯電話やスマートフォンを持ち込むことを原則禁止してきた指針について、見直すと表明しました。

小学校から高校生まで、今やスマホを使っているのは当たり前。日常生活の一部になっています。ところが、文科省は2009年、小・中学校は持ち込みを原則禁止、校内での使用を禁止という指針を出し、これまでそれが守られてきました。スマホ解禁は、災害時に緊急時に子供と連絡を取り合うために必要だと。しかし、解禁すると子供たちはSNSやゲームに夢中になり、勉強がおろそかになる。スマホで事件に巻き込まれたり、いじめに遭ったりする。スマホの持ち込み使用については、賛成者も反対者もほぼ半々、拮抗しているとのこと。ICT教育をするためには、電子黒板、タブレット、パソコン、スマホが必要。これがなくては、プログラミング教育も、アクティブラーニングもできないと言われていました。

今後私たちは、AI時代を生きていく。つまり、人の知恵を超えたコンピューターと共生していく、そんな時代を今の小学生、中学生は生きていかなければならないと言われていました。

したがって、これからの子供たちに一番必要なのはコンピューターを理解すること。そしてそれをいかに使いこなすかということ。要するに、問題はスマホにあるのではなく、スマホを初めとするコンピューターをどう使いこなすか、これから育っていく子供たちに教えなければならないと思われま。

そこで、お尋ねいたします。

垂井町において、1つ目、現在、小・中学生の携帯、スマホの所持率、所有率はどのぐらいかお尋ねします。

2つ目、これまでに小・中学生の携帯、スマホによる被害事例はあるのか、お尋ねいたしま

す。

3つ目、これから先、小・中学生の携帯、スマホの学校への持ち込みがあるとすると、学校として、どのように対処していくのか、仮の話でございますが、お尋ねいたします。

4つ目、小・中学生の携帯電話（携帯）、スマートフォン（スマホ）の取り扱いについて、どのように今後対処していかれるのか、以上、お尋ねをいたします。

次に、大きく第3点目。

巡回バス路線について。

垂井町のタウンバス、コミュニティーバスについてお尋ねをいたします。

既に、同僚議員2名から同様の質問がありましたので、単刀直入にお尋ねをいたします。

1つ目、巡回バス乗車人数の3年半でなく、5年間の経緯はそこから読み取れるものは何かをお尋ねいたします。コミュニティーバスは平日昼間や土曜日、日曜日、祝日の利用者が少ないのが現状だと言われています。少人数乗車であっても、福祉バスとしての役割は果たしているので、それなりの意義はあると思いますが、そこで先ほど来も質問ありました路線については、垂井駅の列車時間に合わせたらという声があります。

以上、3点お尋ねいたします。

○議長（角田 寛君） 産業課長 太田宣男君。

〔産業課長 太田宣男君登壇〕

○産業課長（太田宣男君） 富田議員の1点目、急激に悪化していくことが予想される財政運営についてのうち、産業課に係ります工業団地造成に係る最終的な総額費用はどれだけかについてお答えをさせていただきます。

府中離山工業団地の造成事業につきましては、工事費、用地補償費、委託料など現時点の事業費といたしまして、現在、町土地開発公社といたしましては、11億1,200万円、また一般会計といたしましては、道路排水路等に係る事業費を1億4,705万円といたしまして、合計12億5,905万円を予定しております。事業進行中の現在では、確定値ではございませんので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（角田 寛君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） 富田議員からの急激に悪化していくことが予想される財政運営についての中で、私のほうからは、庁舎建設に係る最終費用、それと財政難を理由に、ハード事業のみならず、ソフト事業の切り捨てにならないかというような質問。

それと、今後の財政運営をどのようになっていくのか、町民にわかりやすくというような質問について、答弁をさせていただきます。

まず1つ目の庁舎建設にかかわる最終的な総額費用でございますけれども、先ほど、質問がありました、繰り返し、答弁させていただきます。

全ての経費を含めまして、31億4,000万円ほど見込んでいるところでございます。この数値

は、まだ事業が継続しておりますので、一部予算ベースであることをあらかじめ御了承いただきたいと思っております。また、先ほど、庁舎建設の計画が最初に起こった際に、今の建物、既存の建物を活用するときに、新しく新築した場合と、今のコンバージョン方式でやった場合の比較の話が出まして、新築で建てると30億円というような数字を当時、私のほうから説明したということでありましたけれども、あれはあくまでも建築費でございまして、それに付随する引っ越しに要する費用だとか、防災行政無線の移設とか、そういうような費用は当時は含んでおりませんでした。今回はそれを含めて、31億4,000万円ということですので、御了解をいただきたいというふうに思います。

それと2つ目に、財政難を理由に、ハード事業のみならず、ソフト事業の切り捨てにならないかという御心配でございましてけれども、ここ数年、本町の予算規模は大型事業の実施に伴い大きな予算規模となっております。このような中で、予算編成につきましては、第6次総合計画に掲げます垂井町の将来像を見据えて、総合計画の推進に合わせて経常経費などの抑制を行うなど、内部努力をして進めてきたところでございます。

今後につきましても、切り捨てではなく、緊急度や優先度を明確にしながら、予算措置を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、3点目の今後の財政運営をどのようにやっていくのか、町民にわかりやすい端的な説明を求めますについて、答弁をさせていただきます。

本町の財政運営をひもときますと、平成7年から8年に、クリーンセンターの建設など、各種事業に対して多額の費用を要したことがあります。そのときに、2カ年で約38億8,380万円の町債を発行し、その後、平成13年度からは臨時財政対策債を毎年発行してきたことによりまして、平成20年から平成23年の4年間の公債費は、毎年度10億円を超えるという非常に苦しい財政状況を強いられてきた時期がございました。

しかしながら、それらの償還が順次終了したことによりまして、平成24年度以降は減少に転じ、来年度当初予算では、3億9,684万5,000円と、4億円を下回るようになっていくところでございます。このような状況の中から、平成28年度から新庁舎建設事業、垂井こども園建設事業、今年度からの小・中学校空調設備設置事業、来年度からの防災行政無線デジタル化事業などの大型な事業について多額の町債の発行が必要となってくるというわけでございます。

このため、財政所管といたしましては、今後、仮に8億円の町債を毎年発行し続けたと仮定した場合の財政予測を行ったところでございます。

その結果、一般会計などで負担する元利償還金等の標準財政規模に対する割合である実質公債費比率は、2037年度にピークを迎え、12%、一般会計等が将来負担すべき、実質的な負担の標準財政規模に対する割合である将来負担比率、これは2034年度にピークを迎え、130.4%となります。この実質公債費比率につきましては、18%を超えると早期の是正措置として地方債の発行に許可を要することになり、その条件として地方債負担適正化計画の策定を必要とさせていただきます。

また、将来負担比率につきましては、350%以上である場合には、財政健全化計画を定めなければならないこととされていますが、仮定した財政予測はいずれもこれら上限の数値を下回っており、健全と判断される範囲内で推移していくことと予測しております。

しかし、今後公共施設総合管理計画に基づき、施設の老朽化対策に取り組む必要がございます。財政指標が急激に悪化することがないように、町債に依存しない健全な財政運営に心がけてまいりたいと考えているところでございます。

また、今後、少子・高齢化の進行や人口減少、産業の担い手不足などにより歳入を支える環境は厳しく、一方で社会保障費などの行政経費が増加し、今後の財政運営は厳しさを増していくことが予測されます。そのため、事務事業において財政健全化の観点から不断の見直しを行い、効率的かつ計画的な財政運営を行ってまいります。以上、答弁とさせていただきます。御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 学校教育課長 木全豊君。

〔学校教育課長 木全豊君登壇〕

○学校教育課長（木全 豊君） 私のほうからは、富田議員の2つ目の御質問、小・中学生の携帯電話、スマートフォンの取り扱いについて、お答えさせていただきます。

初めに、1点目の小・中学生の携帯、スマホの所持率についてお答えいたします。

平成30年度、岐阜県教育委員会が実施いたしました調査では、携帯電話を持っている本町の児童・生徒の割合は、小学6年生で47%、中学3年生で56%となり、県平均より若干高くなっております。

また、携帯電話がスマートフォンである児童・生徒の割合は、小学6年生で63%、中学3年生で74%となっており、県平均並みとなっております。

次に、2点目の小・中学生の携帯、スマホによる被害事例についてですが、同じく平成30年度、岐阜県教育委員会が実施しました調査では、インターネットや携帯電話のメールやSNSなどで被害を受けたり、嫌な思いをしたりしたことがあると答えた児童・生徒は、小学6年生で8%、中学3年生で5%となっております。

また、学校が把握しています被害事例につきましては、SNSに誹謗中傷や悪口を書き込んだことによる友人関係のトラブル、また本人の了解なく写真や動画をSNSに掲載されたことによるトラブルなどがあります。学校が把握しましたこれらの事案につきましては、それぞれ事実を確認した上で、指導し解決に至ったもの、また解決に向けて、現在指導中のものもあります。

次に、3点目のこれから先、小・中学生の携帯、スマホの学校への持ち込みがあるとするなら、学校としてどのように対処していくのかと、4点目の小・中学生の携帯電話、スマートフォンの取り扱いについてどのように対応していくのかについては、関連がありますので、あわせてお答えさせていただきます。

議員が話されましたとおり、2月19日の定例記者会見で、平成21年に発出した学校における

携帯電話の取り扱い等についての通知の見直しに係る検討を進めていくと、柴山文部科学大臣が答えたところであります。

現在、本町の小・中学校では、この平成21年の国や県の学校における携帯電話の取り扱いについての通知のとおり、学校への児童・生徒の携帯電話の持ち込みについては、原則禁止とさせていただきます。ただし、緊急の連絡手段とせざるを得ない場合やその他やむを得ない事情については、保護者から学校長に対し、学校への持ち込み許可を申請し、十分協議した上で、例外的に持ち込みを認めております。

このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり、下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮しております。今後も携帯電話やスマートフォンの取り扱いにおける国や県の動向に注視し、通知の見直しがあった場合には本町の実情を踏まえ、慎重に検討してまいりたいと考えております。

なお、通知の見直しの有無にかかわらず、携帯やスマホが便利である一方、ゲームへの依存、SNSが要因となる人間関係トラブル、個人情報の漏えいなどの危険性を含むものであることから、学校における情報モラル教育については、一層強化をして進めてまいりたいと考えております。

現在、各学校では、社会科や技術・家庭科、道徳、総合的な学習の時間、学級活動などの時間を用いて情報を取り扱うときのルールやマナーについて教えたり、インターネットにアクセスするときの注意点やトラブルについて考えたりする指導を行っております。

また、保護者にはPTA総会や家庭教育学級、土曜日授業の親子研修などの機会に情報モラルをテーマとした講習会や研修会を行い、啓発を行っております。

地域によっては、健全育成地区民大会で、児童、保護者、地域にインターネットやSNSのトラブルや適切な使用の仕方について研修をしていただいたところもございます。今後、子供たちの携帯やスマホの所持率が高まることは十分予想されます。平成30年の警察庁のまとめによれば、SNSなどに起因する性犯罪等の被害児童・生徒は年々増加しており、被害に遭った児童・生徒のうち、フィルタリングを利用していない児童・生徒は9割を超えております。同時に、被害児童・生徒の保護者の多くがフィルタリングを利用しない理由を特にないと回答し、被害児童・生徒の保護者の関心の低さがうかがわれます。

児童・生徒が適切に携帯電話、スマートフォンを取り扱うことができるためには、正しい知識と携帯やスマホがもたらす危険性について児童・生徒にも保護者にも啓発し続けることが必要であると考えております。例えば、ネットいじめ対応アドバイザーや情報関連会社の講師を招くなど、正しい知識や取り扱い方についてより効果的な指導ができるようなことも工夫してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、携帯電話、スマホをめぐる問題は、学校だけでは解決はできません。今後もPTA、保護者や地域の御協力をいただき、連携をして取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解・御協力をお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 企画調整課長 木下誠司君。

〔企画調整課長 木下誠司君登壇〕

○企画調整課長（木下誠司君） 私のほうからは、3つ目の御質問、巡回バス路線についてお答えをさせていただきます。

初めに、巡回バス乗車人数の5年間の経緯と、そこから読み取れるものは何かについてであります。巡回バスの乗車人数につきましては、この5年間の推移は、平成26年度は1万8,982人、平成27年4月から9月までは9,699人、現在の運行形態となりました10月から3月までで1万3,229人で、平成27年度は合計2万2,928人。平成28年度は2万6,403人、平成29年度は2万7,833人、平成30年度は2月末までの時点で2万8,403人となっております。

平成27年9月までは無料福祉バスとして、その後10月からは自家用有償旅客運送として運行しておりますが、乗車人数は着実に増加しております。

この増加の要因としまして、自家用有償旅客運送として運行経路等を見直し、商業施設や利用施設などへのアクセスを確保したことにより、利便性が高まり、住民の足として定着してきたものと考えております。と同時に、移動に制約がある高齢者の方などが着実に増加したことによるものと考えております。

次に、巡回バスを垂井駅の列車時間に合わせたらとの声があるがについてでございます。

JR垂井駅は、本町の地域公共交通の基軸となりますことから、巡回バスのダイヤは垂井駅での列車への乗り継ぎに配慮して設定をしております。その際、現在の巡回バスは、高齢者など移動に制約のある方を主な対象者としておりますことから、列車への乗り継ぎに際しましても、歩行時間を想定して時間的に余裕を持って、乗り継ぎをしていただきますようバスのダイヤを設定しております。

一方、健脚な方の場合、巡回バスが垂井駅到着後、直近の列車に乗ることが可能な場合もあり、議員が申されますお声も直接お聞きしているところであります。

先ほども答弁させていただきましたが、来年度は、路線運行が基本となります地域公共交通計画の修正業務を実施する予定であります。今回の議員からの御指摘や住民の皆様からのさまざまな御要望を踏まえ、巡回バスという現行の運営形態を維持する中で、利便性のさらなる向上を目指して運行内容の見直しを検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） 再質問を行います。

前議会のときもそうですが、答弁者として大きな第1点については町長さんをとということで、やはり町の行く末のことですからということで提出しておったわけですが、総務課長が答弁されました。どうしてですかね。

それと、再質問になりますから、お尋ねします。

私の心配するのは、先ほど30億円についてですけど、庁舎。もう済んだことだからいいんですけど、30億円は建物だけでしたから、あとはという言い方なんですけれども、我々が知りたいのは、町民の人が知りたいのは、最終的な総額がどれだけかかるかということなんです。そういう小出しではないということです。済んだことだから、これはもうとめます。

それともう一つ、財源不足、これから質問に入ります。

財源不足を理由にして、これから先ですけれども、一番に一番手っ取り早いのは公共工事を削減する。その次に入ってくるのが、補助金の見直しカットというようなことになってくるわけなんですけれども、そういったことがないとは言えないと思いますけれども、そのあたりをもう一度お尋ねします。

それと、急激に悪化していくということは、私が申し上げたというより、そのように掲載してあるわけなんですけれども、その予想をされたのは、ここから町長にお尋ねします。

いつの時点で、何が原因でそのように予想されたのか、これ一番のポイントですから、場合によっては確信犯になってしまいますけれども、これについては答弁いただきたいと思います。

あと、バスにつきましては、今一生懸命取り組んでいただいていますので、それをどんどん進めていっていただきたい。今度新しい取り組みですから、それでいいと思うんですけれども、ただ水を差すようで申しわけないんですけれども、私は、巡回バス路線について、先ほど垂井駅のことを言いましたが、一つの方法として通勤や通学の足として平日、朝と夕方だけバスを出す。それで、平日は昼間はデマンドバスを利用していくというのも一つの案じゃないかと思うわけです。これは、今すぐとは言いません。でも、私は近い将来そういうのが来るんじゃないかと思うんですが、デマンドバスは福祉バスの意味を込めてでございますが、これはデマンドバスというのは御存じのように、定まった路線を走るのではなく、利用者の……。

○議長（角田 寛君） 富田議員、再質問をお願いします。

○11番（富田栄次君） じゃあ、やめます。

いつも、議長、後ろから声を出されますので、このあたり、デマンドバスをわからない方があるといけないからお尋ねするわけなんですけれども、再質問いたします。

そういったお考えがないかどうか、両方とも町長にお尋ねいたします。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 富田議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

庁舎の建設費につきましては、先ほども御質問ございましたように、さまざまな部分がございますので、確定してまたこれを明細として出していきたいというふうに思いますが、当初、新築した場合との比較ということでございますが、当然に、コンバージョンでやって2割から3割ぐらいの減があるわけですから、これが新築でやった場合は、その2割から3割は先ほどの31億4,000万円にオンされるという理屈になるということだというふうに思っております。



また、ここら辺も適宜お話をしていきたいというふうに思いますが、そのことは御質問ではなかったということでございますが、財源不足に関しまして、私のほうから非常に厳しくなるということをお話しておるわけでございますけれども、実際に、先ほど申しましたように、今後のシミュレーションとして、起債を8億円起こしていく、10億円でかなり厳しい状況でございますが、8億円起こしていったとしても、将来的には実質公債費比率が12%まで伸びていく。これが17%、18%になりますと、起債制限になってまいりますので、非常に厳しい状況になります。そこまで行かないという状況です。

しかし、現実的に、現在、今の実質公債費比率、垂井町は3%から4%ぐらいで行っておりますので、12%まで上がるということはかなり厳しい状況になるということは間違いないと思います。そういったことを捉えて、将来的に厳しくなるという予測をおるわけで、決して破綻するとか、そういうことを申しておるわけではございませんので、御理解賜りたいというふうに思います。

それから、タウンバスにおきまして、先ほど担当課長からも申しましたように、今後検討していくわけでありますが、デマンドとなりますと、これを導入するにはかなりの委託というか、高額なものになってくると思います。隣の養老町を見ればわかるように、デマンドの運営において、6,000万円から7,000万円ほどの費用がかかっているという状況で、これと今のタウンバスを併用するということは効率的な部分から、あるいは経費的な部分から考えましても、非常に無理があるのではないかとこのように思います。

そこら辺を考えまして、今後ともまたしっかりと検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（角田 寛君） 1番 太田佳祐君。

〔1番 太田佳祐君登壇〕

○1番（太田佳祐君） 議長の許可をいただきましたので、これより通告に基づき一般質問を開始したいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

今回の質問は3点です。

1点目は、「虹の町たるい」の推進について。

2点目は、保育施設への食物アレルギー対応の充実を。

3点目は、都市計画の見直しによるまちづくりの推進をです。どうぞよろしくお願いたします。

1点目は、「虹の町たるい」の推進についてです。

現在、垂井町では第6次総合計画を推進しており、「ひととまちが輝く地域共創都市、さらなるやさしさと活気を求めて」という将来像に向かって、まちづくりを進めています。

私は、特に将来像の説明文に記載されている、「これまでの全国画一的な取り組み姿勢から脱却して、豊かな自然や歴史、文化、地理的優位性といった本町の資源、垂井らしさを最大限に活用し、今まで以上に本町にかかわる全ての人々が助け合いやさしさの心を持って躍動し、

活気にあふれた町にしていきます」という将来像に、全面的に賛同しており、ぜひともこのような町の実現に向けて取り組んでいきたいと考えています。

一方、この町の目指す理念や方向性を住民の方に周知をする際に、総合計画に記載されているような長い文章で説明をすることは現実的ではありません。ましてや小さな子供たちも含めた全ての町民に、このまちづくりの将来像を知っていただき、まちづくりに参画していただくためには、誰が聞いてもイメージしやすいシンボルやスローガンが必要であると考えています。

私は、「虹の町たるい」がこの町の将来像を示すシンボルであり、スローガンになると考えています。私は、平成29年の第1回定例会の一般質問において「虹の町たるい」についてという題で、虹を生かした観光プロモーションを展開することを提言しました。当時の回答では、町の発行するパンフレットに虹のデザインを取り入れることを提言し、その結果がどうかは別としても、第6次総合計画のパンフレットのデザインも虹の形や色を取り入れていることから、少しずつ垂井町のシンボルとしての虹が認知されているように感じています。

今回は、観光プロモーションだけでなく、まちづくり全体の方向性を示すためのスローガンであり、シンボルとして「虹の町たるい」を推進することを提言します。

虹を垂井町のシンボルとして選んだ理由は、以前も申し上げたとおり、虹がよく出る町であるということが上げられます。ちょうど、今朝も西のほうのやまのほうに出ておりましたけれども、そういったところですか、7つの地域、そして虹の色の七つというところをかけ合わせる場所。また、虹の色と同様に、境目を明確にすることができない東西分化の境界線であるという虹との共通点があるという点ですが、垂井町外に対するプロモーションだけでなく、垂井町が将来目指す姿を内外に示すためのシンボルとして機能すると考えています。

その最も大きな要素が、虹の持つ多様性という考え方です。多様性とは、価値観が変化し、人それぞれの自由な生き方が許容される現在、お互いの考え方を尊重し、お互いに認め合っていくという概念です。これまでの社会は、ある程度幸せな人生のルールが固定されていました。一生懸命勉強して、よい大学に行き、よい企業に就職して結婚し、マイホームを建てて、子供を産み育て、定年まで働いて、余生を過ごす。これが幸せな人生とされてきました。

しかし、平成に入り、終身雇用制が崩壊し、一生働き続けることが当たり前でなくなり、ゆとり教育として個性を尊重する教育が行われるに至り、幸せとは何かを一人一人が考えて、自分なりの幸せな人生を手に入れなければならない時代となりました。

平成も終わり、新たな元号とともに新時代を迎えますが、この新たな時代の中で重要な考え方が多様性です。お互いの考えを認めて支え合う。この考え方は、垂井町を目指す全ての人々が助け合いや優しさの心を持って躍動するという将来像に完全に一致しています。虹は、多様性の象徴と言われているので、新たな時代を迎える垂井町が目指す姿を体現するシンボルになり得ると思います。

この「虹の町たるい」の推進を通して、他者に寛容で全ての人が助け合いや優しさの心を持つことの重要性を町民の皆さんに伝えていきたいと思っています。このことを踏まえてお尋ねいた

します。

「虹の町たるい」の推進について、虹を垂井町のまちづくりのシンボルとして取り入れ、町の将来像を積極的に周知をしていくことについて、どのようにお考えか、その方向性をお伺いしたいと思います。

2点目の質問は、保育施設での食物アレルギー対応の充実をです。

近年、増加傾向にある子供たちの食物アレルギーは、症状が重篤化しており、特にアレルギーの原因物質が体内に入ること、一つの臓器にとどまらず複数の臓器に強い症状があらわれるアナフィラキシーショックは、循環器、呼吸器、消化器、神経症状と全身に自覚、他覚症状があらわれ、血圧低下や呼吸困難、意識障害などに進展し、子供たちの命にかかわる危険な状態となります。

食物アレルギーを抱える子供の人数は、年々増加しており、垂井町のある保育施設では、約1割の児童が食物アレルギーを抱えています。この食物アレルギーへの対応は、一人一人への対応が必要です。まず、保護者が1カ月の献立表の中から除去すべき食材を全て書き出し、それを受け取った調理師が幾重にも気を使って調理をし、最終的に保育士が配膳をして、給食を提供します。

しかし、保育士が何度チェックをしても、給食を間違えて配ってしまうリスクや食物アレルギーのある子供がほかの子供の給食に手を出してしまう可能性があるため、常に見張っていないと現場での疲弊を生み出します。何より、アレルギーを抱える子供たちが、自分はほかの子と違うんだという疎外感を感じてしまいます。

この状況を解決するために、食物アレルギーを抱える子供の給食を変えるのではなく、食物アレルギーを抱える子供に合わせた給食をつくって提供する。これが今回の提言する「なかよし給食」です。

「なかよし給食」とは、食物アレルギーの原因である乳製品や卵等の食材を極力省いてつくった給食で、アレルギーのある子もいない子も一緒になって同じものを食べられる安全で安心な給食です。「なかよし給食」を平成28年から導入している兵庫県伊丹市では、伊丹市保育所・こども園食物アレルギーの手引きを作成し、市内の保育施設が毎月献立会議を開き、基本的な献立を共有し、それを各園に持ち帰り、通園児童のアレルギー状況に対応して、献立を調整していきます。また、会議では工夫している献立の情報を共有し、研修会を開くなどしてよりよい献立をつくるための工夫を行っています。

厚生労働省においても、保育所におけるアレルギー対応ガイドラインを時代の流れに合わせて改定していますが、伊丹市のこの取り組みは国の対応の先を行く取り組みであり、保護者や保育士、児童等全ての面から好評を得ているとのこと。

導入に当たっては、垂井版の食物アレルギーの手引きを作成する必要があり、保護者への周知や状況把握、同意の取りつけ等の対応や献立の開発等さまざまな課題がありますが、食物アレルギーを持つ子供の増加により、業務量が増加している現状や保育士の慢性的な人員不足に

よる疲弊など、保育を取り巻く環境を改善するためにも、また何よりも子供たちの安全と命を守るためにも導入を検討していただきたいと考えています。

そこで2点目の質問です。

1つ目、保育所における食物アレルギー対応を行っている子供の人数、または全体に対しての割合はどれほどか。

2つ目、保育所における食物アレルギー対応の現状はどうか。

3つ目、「なかよし給食」を垂井町でも導入してはどうか。以上、3点です。

保護者、職員、子供と給食にかかわる全ての人の負担が軽減され、子供の安全を確保しながら食育の効果も期待できる一石二鳥ならぬ一石五鳥にもなり得る取り組みですので、ぜひとも御検討をお願いいたします。

3点目は、都市計画の見直しによるまちづくりの推進をです。

垂井町の都市開発は、岐阜県の策定した大垣都市計画区域マスタープランに即した垂井都市計画マスタープランによって進められています。

このマスタープランは、昭和43年に制定された都市計画法によって定められており、その都市計画法は、法律の目的を都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とするとしています。これにより、市街化区域と市街化調整区域の区分や開発許可制度が定められ、高度経済成長期に行われた無秩序な開発を抑制し、健全な都市開発を支えてきました。

この法律の制定から半世紀がたった現在、日本社会は成長期を終え、過疎化や人口減少といった新たな課題に直面しています。まちづくりにおいても、国土の均衡ある発展から、地方創生を初めとした地域の特色を生かした持続可能性の高い開発が求められるようになるなど、その目的が変化しています。冒頭にも、第6次総合計画の将来像で申し上げました、全国画一的な取り組み姿勢から脱却して、豊かな自然や歴史、文化、地理的優位性といった本町の垂井らしさを最大限に活用しとあるように、その目的というものは変化をしております。

垂井町においても、平成12年をピークに人口は減少を続けており、人口減少期に対応した新たなまちづくりが求められています。そんな中で、明らかになりつつある問題の一つが人口減少地域での都市開発です。現行の垂井町都市計画マスタープランと垂井町都市計画図を見ると、人口が減少している地域はほぼ全域が市街化調整区域内にあり、建物の新規建築や建てかえが困難な状況です。一方、人口が増加している地域は、市街化区域内に位置しており、人口が減少している本町にあって、世帯が増加している要因の一つとして、市街化調整区域内で生まれ育った世代が新たな家を建築する際に、実家周辺で土地を確保できないことが考えられます。

市街化調整区域は、建蔽率や容積率の基準も厳しく、増改築にも許可が必要であり、居住している住民からも市街化調整区域の撤廃を願う声をいただいています。実際に、垂井町でふえている地域では、年々若い世帯が町内外からの移住によって新たな家を建てているため、地域

の高齢化率は26.2%と低く、一方の市街化調整区域内の人口は減り続け、高齢化率も上昇しており、最も高い地域では41.6%となっています。

地域の担い手をふやすために、若い世代を呼び込みたくても、法律の縛りで呼ぶことができない。この現状は、本来の都市計画法の目的である、公共の福祉の増進に寄与していると言えるでしょうか。成熟期の社会にあって、旧来の法律がかえって社会の発展を阻害している、その典型的な例だと考えます。市街化調整区域を見直し、各地区が新たな人を呼び込み、地域で営み続けられるような政策をとるべきと考えます。

また、空き家対策においても、市街化調整区域は障壁となります。近年、垂井町の府中地区や岩手地区を中心に都市部からの移住者がふえています。こうした方々の受け皿として、空き家が活用できると考えますが、移住に当たってお店を開業しようと考えている人にとっては、市街化調整区域内の用途変更の難しさが障壁となります。

他市町の事例を見ると、移住者が空き家を改築したカフェや商店を開くケースも見られますが、市街化調整区域で建物の使用目的を住居から商店などに変更するためには、用途変更が必要です。用途変更には、費用や時間を要するため、移住や開業に二の足を踏むケースも見られ、移住促進と空き家の利活用を阻害してしまいます。

このように、高度経済成長期に制定された法律と、それに即した計画によって垂井町は健全な都市開発に支障を来しています。時代の流れに合わせた都市計画の見直しが必要だと強く感じています。都市計画の見直しが難しい場合は、条例によって市街化調整区域内における開発区域を定める条例により、現行の都市計画の中でもまちづくりを推進していくことは可能です。

新年度中には、垂井町の庁舎が移転をし、垂井町のまちづくりは大きな転換期を迎えます。町の中心地が移転する以上、新庁舎周辺での開発も含めて垂井町の都市計画をいま一度見直す必要があると感じています。私たちは、都市計画というまちづくりの根本を担う部分で、昭和40年代から縛られ続けてきました。今後10年先、20年先を見据えた垂井町の実現を考えると、都市計画の大幅な見直しや条例制定による市街化調整区域内の開発を進めていくべきだと考えます。

そこで以下、お伺いいたします。

1つ、大垣都市計画区域から脱退してはどうか。

2つ、大垣都市計画区域から脱退しない場合、市街化調整区域の大幅な見直しが必要と考えられるかどうか。

以上、2点をよろしくお伺いいたします。

平成が終わり、次回の議会は新たな元号のもとで、また新たなメンバーで行われます。時代の流れに合わせて変えるべき点を変えていきたいと考えております。また、守っていくべき点は守っていくべきだと考えておりますが、この垂井町を子孫の代まで持続させるため、また全ての町民がこの町で生まれて、この町で暮らせてよかったと思える町をつくっていただけるように、今後も議会と行政が活発に意見を交わせる場であり続けることを祈念しつつ、私から平成最後

の一般質問を終えたいと思います。御回答のほど、よろしく願いいたします。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 太田議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

私のほうからは、大きく3ついただいたうちの最後の都市計画の見直しによるまちづくりの推進についての部分について回答をさせていただきたいというふうに思います。

本町は、昭和46年に、大垣都市区域を周辺市町と形成し、区域区分、いわゆる市街化区域と市街化調整区域の設定を行い、この線引きの中で今日までまちづくりを進めてまいりました。高度成長の時代から、本格的な人口減少の時代に移り、現在の都市計画のあり方を考えたとき、時代に合わせて見直すべき必要が生じてきていることにつきましては十分に認識をし、不断の検証を行っていく必要があると感じております。

さて、まず大垣都市計画区域からの脱退ということでございますけれども、都市計画法第6条の2に規定されております大垣都市計画区域マスタープランについては、広域的観点から都市の基本的な方針を定めるものとして、本町のほか、大垣市、安八町及び神戸町とともに1市3町の構成で定めているところでございます。

町村の都市計画決定に当たっては、県知事の同意が必要となりますが、この同意の際、県からあらかじめ市町村ごとに示されている保留フレームというものがあり、このフレームの充当が必要となります。このため、フレームの範囲内において都市計画決定の県同意がなされる仕組みとなっております。通常、各市町村相互のフレームの融通はできませんが、広域での都市計画構成市町村にあっては、この構成市町村内でのフレームの融通は可能であり、ここに広域都市計画を構成する具体的なメリットがあるものと感じております。

現実的に、現在進めております府中離山工業造成事業につきましても、平成28年度から操業されております栗原地区での未来工業の誘致などは、このフレームの調整により面積を確保し、県の同意を得たものでございます。

一方で、全国的に線引きを廃止した市町村の状況分析などを見ますと、線引き廃止が必ずしも人口流出の歯どめ効果とはならず、市街化区域の地価下落などが起こしている事例も見られ、町全体として見た場合、線引きの廃止はマイナス要素が大きく、現在ではむしろ調整区域内で地区計画等により規制を限定的に緩和することのほうが有利ではないかというふうに判断しておるところでございます。

これらを踏まえますと、大垣都市計画区域から脱退することのメリットは余り大きく感じられず、現時点におきましては、脱退は検討していないところでございます。

続きまして、この調整区域の大幅な見直しについてでございますけれども、御指摘のとおり、今後の人口減少が将来の地域コミュニティの維持を困難にしていく可能性を考慮しますと、先ほど申しましたが、調整区域内での規制の緩和というものは、非常に有用であり前向きに検討していく課題であると認識しております。

その具体的な手法につきましては、議員も申されましたが都市計画法第34条第11号に基づく条例の制定や既存集落活性化のための地区計画の策定などがございますが、いずれにしましても、開発権限を有する県による条例の制定ないし計画への同意が必要となってまいります。市街化区域への近接や、おおむね50戸以上の建築物の連担等の要件もあるため、本町といたしましても制度の実現性の検証を行うとともに、県に対し規制緩和の要望を強く行っていきたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（角田 寛君） 企画調整課長 木下誠司君。

〔企画調整課長 木下誠司君登壇〕

○企画調整課長（木下誠司君） 私からは1つ目の御質問、「虹の町たるい」の推進について、お答えをさせていただきます。

今年度から取り組んでおります第6次総合計画の冊子のデザインにつきましては、議員の御質問中にもありましたが、虹を基調にしたものであります。将来に向けたまちづくりを進めていく中で、虹が持つ夢や希望、また未来へのかけ橋などをイメージして採用したものであります。

新年度からは、我が町垂井町の持つ魅力や施策を町内外に情報発信し、全国的に本町の認知度を向上させるため、タウンプロモーション推進事業に取り組んでまいります。その事業の一つといたしまして、垂井町タウンプロモーション戦略を策定してまいります。あわせて垂井町らしさをアピールし、かつ親しみのあるキャッチコピーやロゴマークを創出し、タウンプロモーション戦略を展開してまいりたいと考えております。

議員の御提言のとおり、虹が持つイメージは誰もが容易に思い浮かべられるものであり、将来像を示すシンボルとなり得るものと思われまます。また、虹が象徴します多様性、いわゆるダイバーシティはこれからの社会における重要なキーワードとなってまいります。

以上のことを踏まえ、一つの御提案として承りたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 藤塚康孝君。

〔健康福祉課長 藤塚康孝君登壇〕

○健康福祉課長（藤塚康孝君） 太田議員の2つ目の御質問の1点目、保育所における食物アレルギー対応を行っている子供の人数及び全体に対する割合につきましてお答えさせていただきます。

垂井町の公立保育施設では、現在保育園児と幼稚園児と一緒に自園給食による給食を食べておりますので、保育園児と幼稚園児の合計で御報告とさせていただきます。

今年度4月1日現在でございますけれども、公立保育所及び幼稚園の合計園児数につきましては680人、食物アレルギー対応を行っている園児数は48名であり、割合としましては7%でございます。

次に、2点目、保育所における食物アレルギー対応の現状でございますけれども、毎年2月

ごろ、全園児を対象にアレルギー調査を実施し、その後アレルギーがある園児を対象に、アレルギー面談票を用いた保護者との面談を実施しております。

また、毎月アレルギー対応を行う子供の保護者に翌月分の献立表3部を配付し、除去する食物を3部とも保護者御自身でマーキングをしていただき、担任用及び厨房用の2部を園に提出いただいております。この献立表を担任及び厨房がそれぞれに確認し、保護者のマーキングに疑問を持つようなことがあれば、その都度、保護者に確認を行っているところでございます。

そして、給食の際には、アレルギーが軽度の子供につきましては、ほかの子供と同じ食器を使用し、その子の食器には名前を記入したクリップをつけて、ほかの子供より先に配膳を行っております。食べる前に、複数の保育士で配膳に誤りがないかを確認し、保護者がマーキングした献立表は、保育室の常に確認ができる場所に設置しております。

また、エピペンを所持しているような重度な子供につきましては、その子専用の鍋やお玉などで調理し、食器の裏にマジックで丸をつけたものを使用しています。その子専用の給食ワゴンに乗せ、給食前にその子自身が厨房に給食をとりに行きます。

ほかの子供と離れた机で給食を食べ、必ず一人の保育士がつきます。アナフィラキシーを起こした際に参考とするために食べた順番も記録します。食べ終わった食器はその子専用の食器乾燥機で乾燥します。パンが食べられない子供につきましては、保護者が毎週火曜日と木曜日に食パンの持参をお願いしているところでございます。

食物アレルギーを持つ子供は年々増加傾向にあり、現在の給食においては卵や乳製品を使用した献立は減ってきておりますが、配膳誤りやほかの子供の給食を食べてしまう危険性と向き合いながら、保護者や園に多くの負担がかかっているのが現状でございます。

次に、3点目、「なかよし給食」の垂井町での導入についてでございます。

食物アレルギーは、子供の命にかかわる問題であり、食物アレルギー対応を行うことは先ほども申し上げましたとおり、保護者や園の負担が大きいことから、子供の安全・安心な給食を目指した「なかよし給食」の取り組みは大変魅力的であります。また、アレルギーのない調味料などを使用し、工夫した献立を考えたり、調理したりすることは費用面や調理員の負担軽減にもつながることから、今後考えられるメリット、デメリットなどを調査・研究させていただき、「なかよし給食」の導入の有無も含めまして検討していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） これをもって、一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後2時57分 散会



上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 角 田 寛

垂井町議会副議長 江 上 聖 司

会議録署名議員 丹 羽 豊 次

会議録署名議員 太 田 佳 祐

